

高齢者施設における 防災計画作成指針（案）

令和8年
石川県健康福祉部

災害発生時の対応について、

各組織で自助ならびに共助の取り組みを進めることが必要です。

- 1 自助：各施設において、日頃から災害に備えたり、災害時の職員による火元の点検、入居者等の安否確認、初期消火等自らの努力で対応する。
- 2 共助：地域住民、自主防災組織、近隣施設、ボランティア等の協力を得て対応する。
- 3 公助：公的機関の応援を求める。

目 次

第1章 はじめに	1
1 防災計画について	1
2 業務継続計画（BCP）について	2
3 BCP を踏まえた防災計画作成のポイント	6
第2章 平時の災害対策（災害予防）	8
1 基本方針と体制整備	8
2 災害リスクの把握	10
3 体制整備と通信手段の複数化	13
4 施設・設備・ライフライン対策	21
5 備蓄・物資管理	23
6 優先業務と再開目標時間	27
7 避難計画と判断基準	33
8 応援職員の受け入れ体制	39
9 資金手当・補助制度の確認	41
10 家族等への引き渡しの準備	42
11 研修・訓練の実施	45
12 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築	47
第3章 災害発生時の対応	49
1 BCP の発動と重要業務の継続	49
2 地震への対応	53
3 津波への対応	62
4 風水害、雪害への対応	68
第4章 災害発生時のこころのケア	77
第5章 福祉避難所としての対応	78

第1章 はじめに

1 防災計画について

県では、高齢者施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例^{注)}において、高齢者施設等は、「入所者（利用者）の特性、当該施設の周辺地域の環境を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所者（利用者）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、定期的に職員（従業者）に周知しなければならない。」と定めています。

また、「石川県地域防災計画」では、高齢者施設を含む社会福祉施設に対して、具体的な防災計画を定め平素から災害に備えておくことを求めています。高齢者施設の入居者及び利用者（以下「入居者等」という。）の生命を守るため、日頃から災害対策に取り組むことは、社会福祉施設として重大な責任です。そのためにも、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化し、**職員、地域の関係機関等と共有しておく**ことが重要です。

本指針は、各施設が防災計画に盛り込むべき事項を検討・検証し、より実効性の高い計画を作成するための参考として示すものであり、各施設の実情に応じた防災計画の作成・見直し等に活用してください。

なお、本指針における高齢者施設とは、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、**介護医療院**、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、有料老人ホーム等を指します。

注）この章における高齢者施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例とは、以下の条例をいう。

- ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・**介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例**

2 業務継続計画（BCP）について

（1）業務継続計画（BCP）とは

令和3年度介護報酬改定により、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等が義務付けられました。

県では、高齢者施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例において、高齢者施設等は、「感染症や非常災害の発生時において、入所者（利用者）に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。」「職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。」と定めています。

参考 1・1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）
(平成24年12月27日公布、平成25年4月1日施行)

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

国の業務継続ガイドライン（「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」令和6年3月厚生労働省老健局）には、次のように記載されています。（以下、「（4）介護サービス事業者に求められる役割」まで抜粋）

BCP（ビー・シー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。

BCPの特徴として、災害等が発生した後に速やかに復旧させることが重要ですが、その前に「重要な事業を中断させない」という点が挙げられます。内閣府「事業継続ガイドラインーあらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応（平成25年8月改定）」では、次頁のとおり定義されています。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ

BCPにおいて重要な取組は、例えば、

- ・各担当者をあらかじめ決めておくこと（誰が、いつ、何をするか）
- ・連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- ・必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ・上記を組織で共有すること
- ・定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと 等が挙げられます。

（2）介護施設・事業所における BCP について

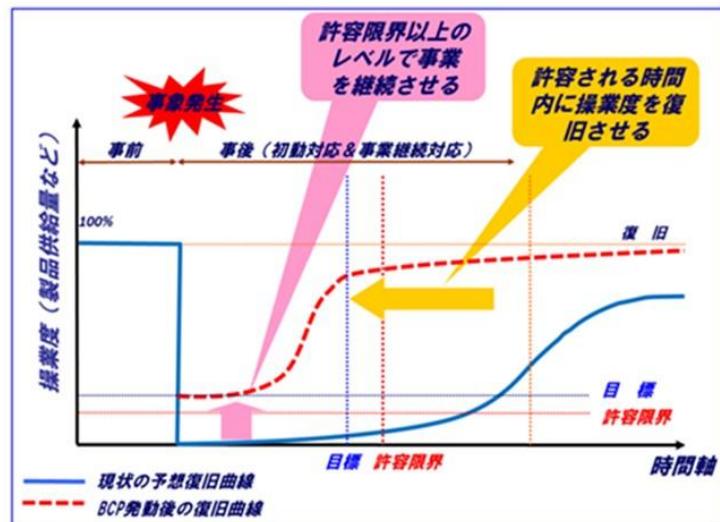
BCP とは「平時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、①事業活動レベルの落ち込みを小さくし、②復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書です。

介護施設等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、入居者等へのサービス提供が困難になると考えられています。

一方、入居者等の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を介護施設等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは入居者等の生活・健康・生命の支障に直結します。

上記の理由から、他の業種よりも介護施設等はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、BCP 作成など災害発生時の対応について準備することが求められます。

参考 1-2 BCP の概念図



(出典：内閣府防災担当 事業継続ガイドラインより)

(3) 防災計画と自然災害 BCP の違い

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」ですが、その目的は、BCP の主な目的の大前提となっています。つまり、BCP では、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

参考 1-3 防災計画と自然災害 BCP の違い

計画	防災計画			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計 画	
主な 目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減			身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続・復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮 すべき 事象	拠点がある地域で発生することが想定される災害			施設の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
対象 施設等	多数の者が出入 し、勤務し、又は 居住する防火対 象物	浸水想定区域、土砂 災害、警戒区域、津 波浸水想定内に所 在し、市町村が作成 する地域防災計画 に記載のある要配 慮者利用施設 (社会福祉施設等)	入所・通所系事 業所、小規模多 機能型居宅介 護、有料老人ホ ーム・サービス 付き高齢者向け 住宅	介護事業所等
対象の 災害	火災	風水害、土砂災害	想定される全て の災害	自然災害、感染症
義務	消防計画の作 成、所轄消防長 への提出 消火、通報、避難 の訓練の実施・ 報告	避難確保計画の作 成、市 町村への提出 避難訓練の実施・報 告	非常災害対策計 画の作成 避難訓練の実施	業務継続計画の作 成。研修・訓練(シミ ュレーション)の実 施。研修・訓練は、入 所:年 2 回以上、通 所、訪問:年 1 回以上 (感染症も含む)

(4) 介護サービス事業者に求められる役割

①サービスの継続

介護事業者は、入居者等の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。入所施設においては自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めが必要です。入所施設は入居者等に対して「生活の場」を提供しており、たとえ地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について事前の検討や準備を進めが必要となります。また、通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、入居者等への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。

②入居者等の安全確保

介護事業者は、災害時に迅速に適切な防災行動をとることが困難な高齢者等に対するサービス提供を行っています。災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「入居者等の安全を確保する」ことが最大の役割です。そのため、「入居者等の安全を守るための対策」が何よりも重要となります。

③職員の安全確保

災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にすることが懸念されます。

したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点からも、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

参考 1-4 労働契約法第5条

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする

④地域への貢献

介護事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設が持つ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。また、夜間の避難や在宅高齢者の避難生活支援については、地域の協力が不可欠になるので、日頃の訓練や交流を通じて地域との関係を深めておくことが重要です。

3 BCP を踏まえた防災計画作成のポイント

防災計画は、災害時に職員が迅速かつ適切に行動できるよう、役割や基本行動を定めるものです。BCP の視点を取り入れ、介護サービスの継続と早期復旧を図る体制も検討してください。

以下の点に留意し、実効性のある計画を作成しましょう。

参考：P 災害対策チェックシート

(1) 人命の安全

人命の安全は防災計画の第一の目的です。災害時の混乱を防ぐため、避難誘導や安否確認など、職員が取るべき行動を具体的に定めましょう。

(2) 簡潔・明確な内容

計画の目的や行動の方針を明確にし、簡潔な文章で作成しましょう。また、緊急時も使えるよう、箇条書きや図表を活用するなどしてシンプルかつ具体的なものとしてください。

(3) 幅広い意見の聴取と集約

多職種の意見を取り入れることで、計画の実効性が高まります。看護・介護・調理・事務など、異なる部門の職員が協力し、幅広い視点で検討してください。

(4) 様々な災害の想定

災害による被害を最小限に抑えるため、施設の立地条件を踏まえ、地震・津波・風水害などの災害を想定し、事前にリスクを把握し、計画に反映しましょう。

(5) 入居者等の心身の状況に応じた対応

災害時の対応には、入居者の心身状態に応じた配慮が不可欠です。要介護度や認知機能に応じて、避難誘導や情報伝達の方法を事前に決めておきましょう。

(6) 情報伝達手段の確保

災害時は電話やインターネットが使えない可能性があります。無線機や衛星電話を準備し、緊急連絡網を紙でも用意するとともに、災害用伝言ダイヤル（171）など複数手段を組み合わせましょう。

(7) 協力体制の検討

災害時は人員や物資が不足する可能性があります。施設単独で対応できる場合もありますが、より確実な対応のため、他施設や自治体との協力や協定を検討しましょう。

(8) 災害の発生想定

計画は、様々な災害の発生を想定し、施設の変化に応じて、訓練結果や他施設、地域の事例も参考に、継続的な見直しを行いましょう。

ひとくちメモ

すぐに使える防災計画を！

防災計画は、災害発生時にすぐに取り出して使えるものでなければなりません。以下にそのための工夫の例を紹介します。参考にしてください。

- ・ ハンドブック化して全職員に配布し、携帯させる
- ・ なるべく1枚の資料に集約して作成
- ・ 人が集まる場所に掲示する
- ・ 防水、防汚加工
- ・ 保管場所の明確化

第2章 平時の災害対策（災害予防）

1 基本方針と体制整備

（1） 基本方針

施設は災害時に果たすべき役割を踏まえ、災害対策に関する基本方針を策定することが望ましいです。

この方針は、入居者等の生命・安全の確保、サービス継続、地域への貢献を目的とする計画全体の判断基準となるだけでなく、計画作成の目的を明確にし、優先する事業や対応策を検討する際の原点とします。

（2） 推進体制

災害対策は一過性ではなく、継続的に取り組むことが重要です。

そのため、総務部など特定部門に任せることではなく、複数部門が連携して推進する体制を構築することが望ましいです。

推進体制の構築にあたり、次の点を考慮することが重要です。

- ・平時における災害対策や事業継続の検討・策定、各種取組を推進する体制を明記する。
- ・各施設・事業所の実情に応じて、既存の検討組織を有効活用する。

参考 2-1 推進体制の構成例



2 災害リスクの把握

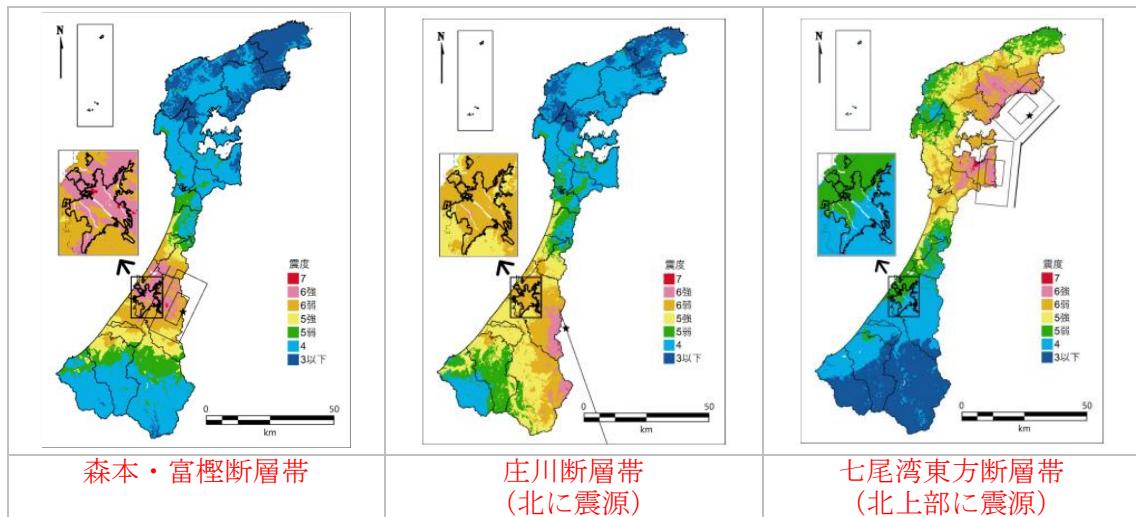
(1) 施設の立地条件と災害リスクの把握

災害に備えるためには、施設が立地する環境に応じた災害リスクを把握することが重要です。次の点を確認します。

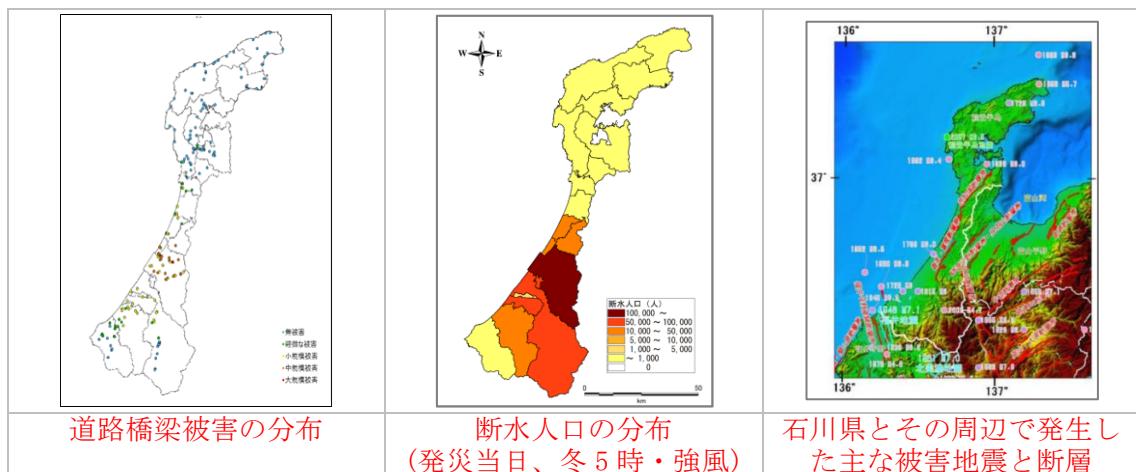
- ① 自治体が公表する最新の被害想定調査結果（例：石川県の地震被害想定）を参照する。
- ② 市町が公表する地域防災計画やハザードマップ（洪水、液状化、津波、土砂災害など）を活用する。
- ③ 地震（活断層）、津波、河川氾濫、土砂崩れなどの災害履歴や浸水想定区域図を確認する。
- ④ 国土地理院の「地理院地図」で標高や地形情報を確認する。
- ⑤ 自施設の設備やライフラインを踏まえ、被災時の影響を時系列で想定する。

参考 2-2 石川県地震被害想定調査結果（令和7年5月）（①③）

【震度分布図例】



【他の被害想定例（いずれも森本・富樫断層帯）及び地震の過去履歴と断層】



（出典：石川県 石川県地震被害想定調査報告書より）

参考 2-3 国土地理院「重ねるハザードマップ」を活用した災害リスクの把握
(②④)

【参考:国土地理院ハザードマップポータルサイトを活用した災害リスクの把握】

＜1＞「重ねるハザードマップ」の活用

国土地理院ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」では、施設の住所を入力することで、施設周辺の4種類（洪水、津波、土砂災害、高潮）の災害リスク情報を地図に重ねて表示することができます。

「重ねるハザードマップ」で表示される災害リスク情報は以下の表のとおりです。また、災害の種別ごとに市町村が指定する「指定緊急避難場所」を表示することができます。

＜ハザードマップポータルサイトの画面（<https://disaportal.gsi.go.jp/>）＞

ハザードマップポータルサイト 身のまわりの災害リスクを調べる 使い方 よくある質問 利用規約/オープンデータ配信

施設の住所を入力

身のまわりの災害リスクを調べる
(重ねるハザードマップ)

地域のハザードマップを閲覧する
(わがまちハザードマップ)

住所から探す 住所を入力することで、その地点の災害リスクを調べることができます

現在地から探す

地図から探す

災害の種類を選択

災害の種類から選ぶ

表示される災害リスク情報

災害の種別	表示される災害リスク情報
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模、計画規模（現在の凡例）、計画規模（旧凡例））、浸水継続時間（想定最大規模）、航空写真、指定緊急避難場所
土砂災害	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）、航空写真、指定緊急避難場所
高潮	高潮浸水想定区域、航空写真、指定緊急避難場所
津波	津波浸水想定、航空写真、指定緊急避難場所

¹⁸ 国土地理院「重ねるハザードマップ操作マニュアル」, 2023 (令和5) 年5月 (<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmapportal/hazardmap/pamphlet/sousa2.pdf>)

(出典: 令和5年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業） 高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために—非常災害対策計画作成・見直しのための手引き_ver2— より)

参考 2-4 時系列による設備等の被害想定 (⑤)

補足 7：自施設で想定される影響

東日本大震災の経験値として震度 7 の地域の復旧日数は、下記の通り。

震度 7 の場合、電力：1週間、水道：3週間、ガス：5週間でほぼ復旧（リスクを考慮した日数）

震度 7 の場合、電力：3日、水道：1週間、ガス：3週間で50%復旧

震度 6 の場合、震度 7 の50%復旧を、復旧の目安と想定する

電力が復旧しないと、エレベーター、携帯電話、メールは使えない。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機→			復旧	→	→	→	→	→
エレベーター	停止→			復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄分→						給水車	→	
生活用水	貯水槽分→			井戸水	→	→	→	→	→
ガス	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	停止→			復旧	→	→	→	→	→
メール	停止→			復旧	→	→	→	→	→
道路	通行止め→		部分復旧→						

（出典：厚生労働省 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
自然災害ひな形（共通）より）

（2）二次災害への対応

災害後には、停電、断水、感染症、物資不足などの二次災害が発生する可能性があるため、次の点に考慮してください。

- ① 停電時の電源確保（発電機、燃料備蓄）
- ② 断水時の給水手段（貯水タンク、給水車協定）
- ③ 感染症対策（衛生用品、隔離スペース）
- ④ 物資不足への備え（食料・医薬品の備蓄、外部調達ルートの確保）

3 体制整備と通信手段の複数化

(1) 命令・指揮系統の整備

災害時の対策責任者と指示系統を明確化するとともに、全職員に対して、研修等を活用するなどして周知してください。※参照（P14 参考 2-5）

また、重要な役割を担う者が不在で、連絡がつかない場合などに備え、権限委譲や代行者及び代行順位（第3位程度まで）も定めるようにしましょう。

(2) 職員参集ルールの策定

災害時は通信網の麻痺により施設から職員への連絡が困難になるため、職員が自動参集できるよう、平時からルールを定めて周知してください。

① 参集基準の明確化

通勤可能性や所要時間を踏まえ、災害時に参集すべき職員（と参集しなくてよい職員）を明記し、職員を危険にさらさないよう配慮する。

災害時の移動は原則「徒歩」であり、道路の陥没や橋梁の落下などにより、迂回ルートを取る必要性などから移動速度は「2.5キロメートル毎時」を目安として、職員の参集時間を考慮し、参集対象者などを検討する。

② 時間帯別の基準

24時間ケアが必要な入所施設は、災害が「日中」「夜間」に発生した場合で基準を分ける。

入居者等の安否確認を速やかに行うため、担当者を事前に決めておく。

③ 時間帯別の参集人数の把握

発災直後からの時間経過に伴う参集可能な人数を想定しておく。加えて、想定される参集人数で、別途定める災害時に優先的に実施する業務が実施できるか検証しておく。また、想定する参集人数が出勤できなかった際の対応も検討しておく。

(3) 労務管理の基本方針

災害時には、通常業務に加えて災害対応業務が増加し、職員の負担が大きくなることを想定してください。平時から勤務シフト再編のルールを定め、長時間勤務や過重労働を防ぐための基準を設けることが必要です。

災害発生後は、出勤可能な職員を迅速に把握し、施設の被災状況や入居者等の安全確保を踏まえて勤務シフトを再編してください。また、職員の健康管理に配慮し、休憩時間を確保する仕組みを整備することが望ましいです。

参考 2-5 職員参集基準の例

配備体制	配備基準	出勤区分
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②県下に震度3又は震度4の地震が発生したとき ③県下に津波注意報が発表されたとき	• 総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにする
警戒配備体制	①地域に大雨、暴風、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②県下に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③県下に津波警報が発表されたとき	• 総括責任者及びあらかじめ定めた災害対応班長は施設へ出勤
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③県下に震度5強以上の地震が発生したとき ④県下に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑤その他、総括責任者が必要と認めるとき	• 総括責任者及びあらかじめ定められた災害対応班長は施設に出勤 • その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤

注) あくまで参考ですので、各施設での検討のうえ作成してください。

(出典: 石川県地域防災計画)

(4) 救護用入居者等一覧の作成

避難や支援が必要になった場合、救護を要する入居者等に関する情報が必要になる場合があります。緊急時に県や市町の災害対策本部等へ提供できるよう、日頃から救護用入居者等一覧 (P15 参考 2-6) を準備してください。

作成した一覧は電子データ及び印字された用紙で管理するとともに、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管してください。ただし、平常時においては個人情報保護の観点から、管理には十分注意してください。

参考 2-6 救護用入居者等一覧例

氏名	生年月日	内服薬	要介護度	認知症自立度	連絡者氏名(続柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項	介護担当者
○○○○	T12.3.4	●●	3	III a	○○▽▽ (子)	076-222-0013 090-3333-0013		

治療時に必要な情報等も記載しましょう
(傷病記録、アレルギー、血液型など)

(5) 連絡体制の整備と通信手段の複数化

災害時には職員間および外部との連絡の確保が極めて重要です。確実に連絡がとれる体制を平時から整備してください。

① 防災連絡網と緊急連絡先一覧の作成

職員間の連絡網と、関係者（県・市町防災担当課、消防署、警察、協力医療機関、嘱託医、設備管理業者、給食業者、町内会、ボランティア団体、家族など）の連絡先を整理し、各職員が携帯するとともに複数箇所に保管する。

② 通信手段の複数化

通常の通信手段が使用不可の事態に備え、複数の代替通信手段を準備する。また、停電など電気使用不可の状況を想定し、持ち運び可能な小型の蓄電池（ポータブル電源）もあわせて準備しておく。

代替通信手段は、インターネット回線も使用可能な可搬型衛星インターネット設備等が望ましい。

③ 災害時情報共有システムの活用

被災状況等を正確・迅速に把握するため、国・県・市町への報告には、国の災害時情報共有システムに可能な限り早期に入力を行うこと。災害時情報共有システムには被害状況の報告に加え、必要な支援を要請する機能がある。そのため、迅速な入力が行えるよう環境や体制を構築しておくことで入居者等保護、事業継続につながる。

また、システム入力の習熟を高めるため、ネット回線が使えないといった複数のパターンを想定した訓練の実施や、行政が実施する入力訓練への積極的参加を行うこと。

参考 2-7 災害時情報共有システムの登録項目

分類	項目
被害状況	施設実員、被害の有無
人的被害の状況	①被害の有無、②被害状況（重症度別の人数）、③人的被害の状況詳細
必要な人的支援の状況	①必要な支援種別、②状況詳細
建物被害の状況	①被害の規模、②被害の内容、③建物損壊、④浸水被害、⑤被害の内容詳細
避難・開所の状況	①施設の状況（避難の必要性）、②避難先の確保状況及び避難先種別
入所施設以外	①施設の状況（支障の有無）、②代替受入先、③代替受入先施設の所在市町村・名称、④開所の状況の詳細
ライフライン等の状況	①電気の状況、②非常用自家発電の状況、③電源車の支援、④支援状況
水道の状況	①水道の状況、②応急給水可能な受水槽・井戸設備の有無、③飲料水の状況、④生活用水の状況、⑤トイレの状況、⑦給水車の状況、⑧支援状況
ガスの状況	①状況、②応急対応可能な代替設備の有無
冷暖房の状況	①状況
物資の状況	①必要な支援種別、②詳細、③食料の状況、④燃料の状況（灯油・ガソリン）

（出典：独立行政法人福祉医療機構「障害者支援施設等災害時情報共有システム操作説明書（施設向け）（2024年11月）」をもとに編集）

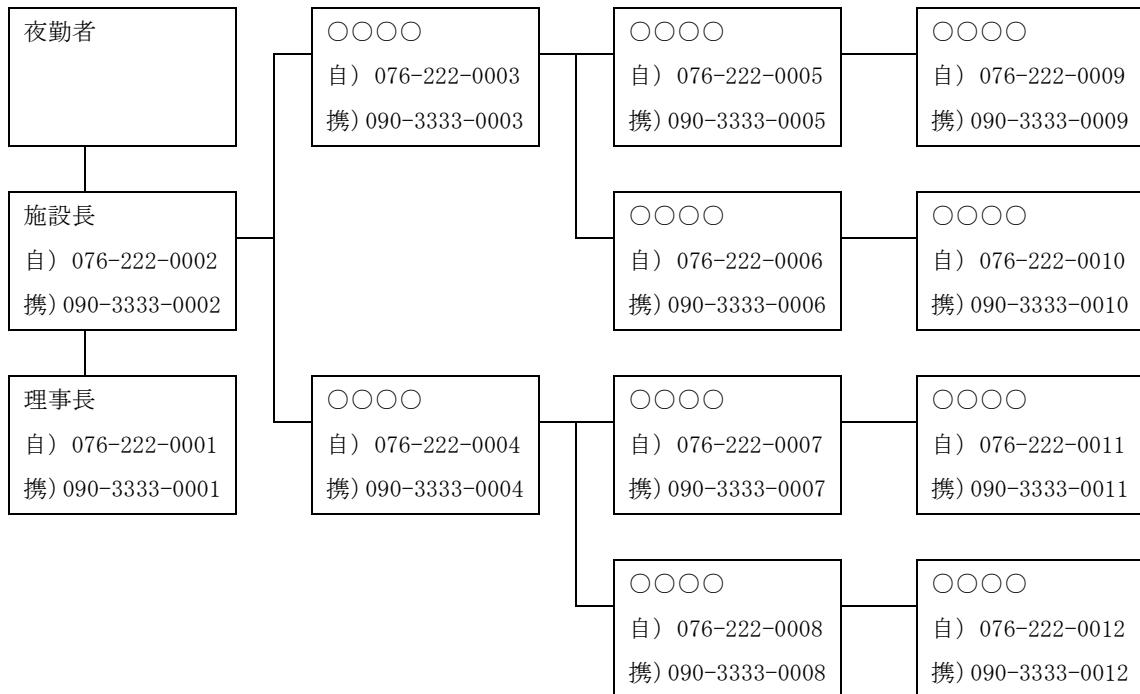
④ 全職員への周知

上記、災害時の通信手段の利用方法等については、定期的な研修や訓練で職員に徹底する。

参考 2-8 防災連絡網の様式例

役職名	氏名	住所	自宅電話	メールアドレス	携帯電話	通勤時間
理事長	○○○○	○○市□□町 1-2-2	076-222-0001	00@mail.com	090-3333-0001	車 30 分
施設長	□□□□	○○市□□町 1-2-3	076-222-0002	00@xxphone.jp	090-3333-0002	徒歩 5 分
介護支援 専門員	△△△△	□□市▽▽町 4-5	076-222-0003		090-3333-0003	車 20 分
看護職員	☆☆☆☆	□□市△△町 1	076-222-0004		090-3333-0004	自転車 7 分
介護職員	▽▽▽▽	△△町△△2	076-222-0005		090-3333-0005	車 10 分

参考 2-9 緊急連絡系統図様式例 (R8. ○. ○現在 特別養護老人ホーム○○園)



参考 2-10 緊急連絡先一覧

分類	機関名		所在地	電話番号	FAX	備考
自治体担当課	○○県 (福祉担当課)					
	○○市 (防災担当課)					
	○○市 (福祉担当課)					
消防	○○消防署					
警察	○○警察署					
救護	○○町	町会長				
	会	防災担当				
	○○病院					
	○○園 (協力福祉施設)					
	上部団体					
ライフライン	電気	○○電力○○支店				
	ガス	○○ガス株式会社				
	水道	○○市企業局				
	通信	N T T 西日本○○支店				
日常取引先						

注) 緊急連絡先一覧は、例示以外にも日常生活で関わる全てをリストアップしておいてください。

参考 2-1-1 災害時に活用可能な連絡方法

① インターネット系サービス

メール (PC・スマートフォン)、SNS (LINE、X、Facebook など)、災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板サービス (NTT 災害用伝言板、携帯電話会社の災害伝言板)

② 無線通信

防災行政無線 (市町の防災無線)、業務用無線機 (施設間・職員間で連絡)、簡易無線・特定小電力無線 (短距離連絡用)

③ 衛星通信

衛星電話 (携帯電話網が不通の場合に有効)、可搬型衛星インターネット設備 (Starlink など)

④ その他の手段

FAX (電話回線が生きている場合)、公衆電話

参考 2-1-2 災害時情報共有システム (令和3年度より運用開始)

災害時における高齢者施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、原則として災害発生時の被害報告については、被害の有無に関わらず「災害時情報共有システム」を利用するようにしてください。あらかじめログインID、パスワードや作業方法について関係者間で確認・共有を行い、災害発生時にすみやかに入力できるよう体制を整備してください。

また、入力についての習熟を高めるため、以下のような取組を行うことが必要です。

- ・通信が遮断した場合の報告方法 (国の別紙様式等による FAX、県、市町への代理入力の依頼など) について、幾つかのパターンを想定した訓練の実施
- ・行政が実施するシステム入力訓練に積極的に参加すること。

参考 2-13 災害時情報共有システムチラシ

※児童福祉施設向けの周知チラシ

(ログイン画面：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/17/index.php>)

(操作マニュアル: https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/pdf/manual_houkoku_h_1_4.pdf)

参考 2-14 「災害用伝言ダイヤル（171）」の基本的操作方法

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順	伝言の録音		伝言の再生		
① 171をダイヤル	1 7 1				
② 録音または再生を選ぶ。	<p>1</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>4</p> <p>XXXX</p> <p>XXXX</p>	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		3		2	4
		<p>1</p> <p>3</p> <p>【ガイダンス】 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</p>		<p>2</p> <p>4</p> <p>【ガイダンス】 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。</p>	
		XXXX		XXXX	XXXX
③ 被災地の方の電話番号を入力する。	<p>0 X X X X X X X X X X X X X X X X</p> <p>伝言ダイヤルセンタに接続します。※1</p>				
④ メッセージの録音 メッセージの再生	<p>1 #</p> <p>1 #</p> <p>9 #</p> <p>9 #</p> <p>XXXX</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
		<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>0</p>			
⑤ 終了	自動で終話します。				

※1 センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2 通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害時伝言ダイヤル（171）

4 施設・設備・ライフライン対策

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

ア 昭和 56 年以前に建てられた施設については、旧耐震基準に基づき建てられているため、耐震診断を受診するとともに、必要に応じて耐震補強の対策を講じ、耐震性を確保する。

イ 門柱やブロック塀など、耐震性が低い場合には補強工事を検討

ウ 屋根の状態点検又は危険箇所の補修・改修

エ 配管類の接合部を補強し、切断、抜け落ちの危険について防止^{するとともに}建築年を確認し、昭和 56 年以前の旧耐震基準の建物は耐震補強を検討する。

② 設備の耐震措置

ア 居室・共有スペース・事務所等で、設備等の転倒・転落防止策を講じる。

イ ガラス天井や避難経路には飛散防止フィルムを貼付

ウ 消火器の設置場所・有効期限を確認

エ 自動火災報知設備などの消防用設備の点検又は更新

③ 津波・風水害・雪害等への対応

ア 重要設備のかさ上げ工事、外壁や開口部の防水扉の点検を定期化

イ 暴風・浸水リスクを踏まえ、シャッターニ面化、飛散防止フィルムを貼付

ウ 排水溝のごみや泥を除き、排水点検

エ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止

オ 屋根瓦、雨戸等の点検、補修

カ 鉢植え、物干し等飛散するものをなるべく置かない。

キ 大きな木の枝が折れないよう、樹木の剪定

(2) ライフラインの確保

① 電気が止まった場合の対策

自家発電機がない場合：乾電池・手動機器、車両バッテリー、太陽光発電の活用を検討

自家発電機がある場合：設置場所・稼働方法を確認。燃料確保策を取引業者と事前調整。優先順位を設定（例：医療機器>情報機器>照明・空調）

電力供給の優先順位が高い設備については、平時の消費電力量を確認し、確保した燃料による稼働時間把握しておくことが重要である。

また、高齢者入所施設では、真夏、真冬の災害に備え、冷暖房資機材の稼働が重要である。非常用電源利用時には空調範囲を限定するなどの対策を検討する。加えて電源が利用できない場合に備え、電気を必要としない保温材、冷却材なども備えておくことが望ましい。

② ガスが止まった場合の対策

都市ガス停止時は長期化を想定。カセットコンロ、カセットガス、プロパンガスを備蓄。暖房は湯たんぽ、毛布、灯油ストーブで代替

③ 水道が止まった場合の対策

飲料水：1人1日3.0Lを目安に備蓄、居室配布も検討。

生活用水：浴槽を水タンクとして活用。給水車対応のため、ポリタンクを準備、簡易トイレ、紙皿・紙コップの備蓄

電力と同様、平時の飲料水、生活用水の使用量、また、特に事業継続のために必要な設備の使用量を確認し、数日分の備蓄を行うことが望ましい。

④ システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合の対策を記載する。

(手書きによる事務処理方法など)。

浸水リスクが想定される場合はサーバの設置場所（上階への保管や分散保管等）を検討する他、データ類の喪失に備えて、定期的なバックアップや重要書類の印刷（BCPの保管）等の方策を記載する。

⑤ 衛生面（トイレ等）の対策

災害時には水道・排水機能が停止する可能性が高いため、水を使わない代替手段を事前に準備する。感染症予防の観点から、排泄物の適切な処理と手指衛生の確保を徹底する。

【具体的な対策】

ア トイレの代替手段

簡易トイレ（凝固剤付き）を備蓄（目安：1人1日5回×3日分以上）

ポータブルトイレを複数台準備し、居室や避難スペースで使用可能にする。

オムツの備蓄（高齢者・要介護者向け）を十分に確保

イ 排泄物の処理

使用済みオムツや簡易トイレ袋は防臭袋・密閉容器で保管

臭気・感染症対策として、消臭剤・消毒液（次亜塩素酸水など）を備蓄

ウ 手指衛生の確保

アルコール消毒液・ウェットティッシュを十分に備蓄

水が使えない場合に備え、手洗い代替手段（速乾性アルコール）を準備

エ 排水機能停止時の対応

トイレの排水が使えない場合、便器にビニール袋+凝固剤をセットして使用

排水管損傷時は、使用禁止の明示と代替トイレへの誘導

（3）危険物の管理

二次、三次災害を防止するため、火気使用器具（ガスコンロ等）や可燃性危険物の出火や延焼に対する予防策を検討してください。

① ガス供給元栓の場所を確認

② 自動遮断装置の有無をガス供給事業者へ確認し、無い場合には設置を検討

③ 設備や器具は、震災自動遮断装置があるものを選ぶ。

④ 薬品、可燃性危険物は、火気がなく落下の危険がない場所に保管

⑤ プロパンガスボンベは、金具と鎖で固定

5 備蓄・物資管理

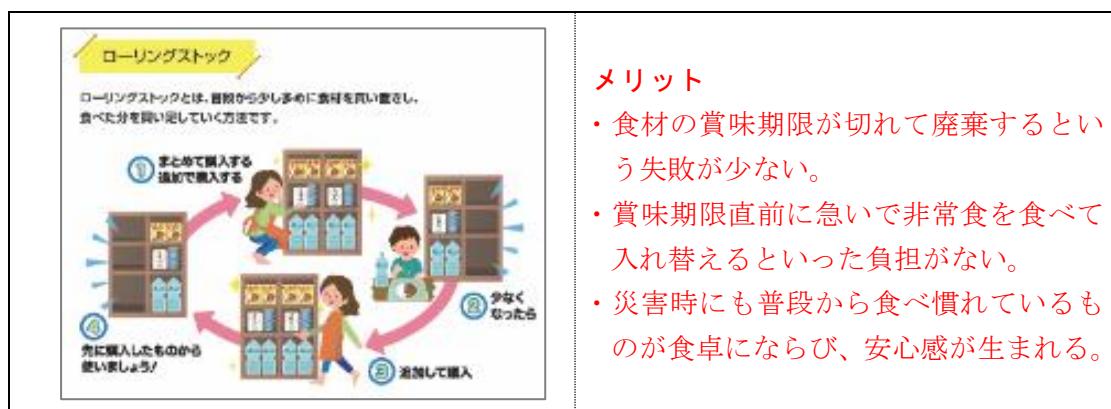
(1) 備蓄計画の方針

災害時には物流が途絶し、物資の調達が困難になることを想定し、施設運営に必要な物資を平時から計画的に備蓄しましょう。

備蓄は、施設の事業によっては通所サービス利用者や、災害規模によっては職員等の分を含めて最低3日分（可能なら7日分）を目安とし、入居者等の心身状況（嚥下障害、アレルギー等）にも配慮した内容にしましょう。

備蓄管理はローリングストック方式を採用することで、長期間保存が難しい食品等についても備蓄を行うことが可能となります。ローリングストックとは普段から少し多めに買い置きし、食べたものを買い足していくという備蓄方法です。

参考 2-15 ローリングストック



(2) 備蓄品目と数量の目安

飲料水：1人1日3.0リットル

食料：アルファ化米、レトルト食品、缶詰、栄養補助食品

医療品：常備薬、救急セット、衛生材料（ガーゼ、消毒液）

衛生用品：簡易トイレ（目安：1人1日5回×3日分以上）、オムツ、防臭袋、ウェットティッシュ

燃料・電源：カセットガス、乾電池、モバイルバッテリー

防寒具：毛布、使い捨てカイロ

冷房資材：扇風機、冷却材

通信手段：衛星電話、無線機

注）道路被害による交通寸断などにより、孤立する可能性のある施設においては物資供給の遅延を考慮し、備蓄数量を多くする等の対策を講じることが望ましい。

(3) 管理方法（保管場所・点検・更新）

① 浸水・倒壊リスクを避けるため、複数箇所への分散保管を検討する。

② 数量や賞味、使用期限の一覧表を作成し、定期点検を実施（例：毎月1回）

③ 物資管理担当者を指定し、点検結果を記録する

注) 簡易トイレやウェットティッシュ等の備蓄品は、製造者が推奨する使用期限を確認し、適切に管理することが望ましい。

（4）調達・補充体制

災害時に必要な物資を確保するため、次の事項を平時から準備しておくことが望ましいです。

- ① 備蓄量を把握し、追加要請が必要となるタイミングをあらかじめ想定しておく。
- ② 普段使用している物資（品目・サイズ等）をまとめた「欲しいものリスト」を作成し、要請時に数量を追記して提出できるようにしておく。
- ③ 行政への支援要請方法（連絡先や情報共有システムの利用手順）を把握しておくほか、各種別協議会や近隣施設とも協力できる体制を確認しておく。
- ④ 物資を受け取る場所や簡単な検品・記録方法を決めておく。

参考 2-16 備品リスト記載例

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所	賞味・使用期限
食糧等	米				
	非常食				
	飲料水				
	鍋				
	茶碗				
	紙コップ・紙皿				
	カセットコンロ				
	ポリ容器等（生活用水）				
医等薬品	医薬品				
	衛生器具（血圧計、体温計等）				
	衛生材料（おむつ等）				
情報機器	ラジオ				
	メガホン				
	携帯電話（充電器含む。）				
	無線機				
照明	懐中電灯				
	ローソク（ローソク台を含む）				
	携帯用発電機				

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所	賞味・使用期限
	電池				
冷暖房資機材	扇風機				
	冷却材				
	石油ストーブ				
	灯油				
	携帯カイロ				
	防災用マッチ				
	新聞紙				
移送用具	車いす				
	乳母車				
	リアカー				
	おんぶ紐				
	担架				
作業機材	スコップ				
	合板				
	のこぎり				
	釘・金槌				
	軍手				
	長靴				
避難用具	地図				
	テント				
	ビニールシート				
	毛布				
	ゴザ				
	ヘルメット				
	搬送用ゴムボート				
	ロープ				
	ゼッケン(避難時に着用)				
	タオル				
	ビニール袋				
	下着				
	簡易トイレ				

注) 上記品目はあくまで例示ですので、各施設で必要に応じた備蓄品リストを作成してください。

ひとくちメモ

備蓄品の目安について

- ・飲料水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
(出典：内閣府「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」)
- ・排泄の回数は1日あたり5回が平均的。
(出典：内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」)

ひとくちメモ

リスクに応じた備品について

ライフラインや物資補給が途絶した際の備蓄については、自施設の災害時のリスク（施設の立地、利用者の状況）に基づいた備蓄となるよう各施設において必要な量について検討すること。

上水（給水）下水（トイレ等）等のライフラインは復旧に時間がかかるため、代替物資の備蓄については、留意すること。

令和6年能登半島地震において、食事や排泄に関わる物資が入手困難となった事業所が多かったことから、道路の寸断により、物資の流通が滞る地域や孤立する可能性のある事業所では2週間程度の備蓄が必要となることに留意すること。

【食事】嚥下機能低下者への食事（ミキサー食やソフト食等）、とろみ調整剤、高カロリー食品（経腸栄養剤）、アレルギー対応食品

【排泄】尿取りパッド、紙おむつ、トイレ処理用凝固剤

<出典>高齢者施設における防災計画作成指針策定委員会

ひとくちメモ

事前のリスト化について

日頃から、自施設の防災機器や非常用食品の備蓄状況を把握しておくとともに、災害に応じた備蓄品のリストをあらかじめ作成するなどしておくと、災害時に迅速な支援計画の作成や情報共有が可能となる。

<出典>高齢者施設における防災計画作成指針策定委員会

6 優先業務と再開目標時間

(1) 業務の優先順位の整理

職員が不足した場合は、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることも想定されます。そのため、重要業務を継続することを念頭に、職員の出勤状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理しておくことが重要です。

優先順位の検討には、重要業務と復旧目標、職員の収集状況（勤務状況）を考慮します。

日中帯や夜間帯など、発災時間帯によって、職員の勤務状況が異なることから、それぞれの時間帯ごとに、災害時に優先的に実施する業務を計画しておきます。

さらに、ライフラインの被害状況も併せて想定しつつ、検討すると尚良となります。

(1) 優先する事業、業務の選定

① 優先する事業

複数の事業（入所、通所、訪問等）を運営する施設・事業所では、災害時にどの事業を継続し、どの事業を縮小・休止するかを事前に決定しておく必要がある。

この判断は、法人本部との連携のもとで行い、事業継続の優先順位を明確化しておく。

② 最優先する業務

優先する事業の中でも、災害時に限られた資源を有効に活用するため、生命維持に直結する業務を最優先とする。

最低限必要な人員数も検討し、「最優先業務モデル」を定義しておくことが重要

【優先業務の考え方の例】

最優先業務：入居者の安全確保、建物の被害個所確認、食事提供、排泄介助、医療処置（吸引・投薬）、情報発信

次順位業務：（インフラなど）復旧対策、物資管理、職員配置、応援者の手配

後順位業務：入浴、レクリエーション、清掃（最低限のみ）

注）災害時には情報発信など新たに必要となる業務があることに留意する。

参考 2-17 優先する業務の選定

様式7-災害：業務分類（優先業務の選定）（災害用）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。（出勤率をイメージしながら作成。）						
			※：電気の復旧が3日は震度6の想定、震度7では7日に復旧の想定			
分類名	定義	業務例	30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針						
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、 排泄、 医療的ケア、 清拭、等	生命・安全を守るために 必要最低限のサービスを提供 徒步で出勤可能者で対応 発災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減 電気復旧(※)、道路復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応援者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧、ガス漏れの想定
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の 観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 応援者の登録、教育 法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復旧に合わせ応援者の縮小 法人内の玉次式支援 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化	ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復旧に合わせ応援者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な 業務	入浴、 機能訓練 口腔ケア 洗顔 洗濯 掃除 等	入浴(休止) 機能訓練(休止) 必要者に、うがい 洗顔(休止) 洗濯(休止)、ディスポシタで対応 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)、適宜清拭 機能訓練(筋筋・拘離予防) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)、適宜清拭 機能訓練(筋筋・拘離予防) 適宜口腔ケア 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) 機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗顔(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)
D:休止業務	・上記以外の業務		以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者との家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者との家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者との家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者との家族の交流 ・利用者の外出の機会

付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)

(出典：厚生労働省 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修 自然災害ひな形(共通))

(2) 被災想定と再開目標目安

災害時には、被害の程度に応じて業務の再開目標時間及びどの程度復旧させるかを設定することが重要です。再開目標は、入居者の生命・安全を最優先にしつつ、限られた資源を有効に活用するための指針となります。

再開するにあたっては、どの水準まで業務を復旧するかについても検討します。例えば、業務の一部のみ再開する、対象者を絞り込む等、最低限必要な業務について検討します。

参考 2-18 優先業務の実施時期の目安

【地震】

	入所（本部）	通所	訪問	計画相談
発 災				
暫定期 発災～6時間 (通所は 8時間)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保 職員の安否確認 ライフラインのチェック 施設内被害のチェック 対策本部の設置検討 	<ul style="list-style-type: none"> 〈提供中〉 利用者の安否確認 職員の安否確認 施設内被害のチェック 〈送迎中〉 待機、安否報告 一時避難（*利用者も同行） 〈夜間〉 職員の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> 〈提供中〉 利用者の安否確認、避難誘導 職員の安否確認 施設内被害のチェック 訪問先被害の確認 〈移動中〉 待機、安否報告 一時避難 〈夜間〉 職員の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 職員の安否確認 施設内被害のチェック ライフラインのチェック等
初動期 6時間～1週間	<ul style="list-style-type: none"> 職員の安否確認 サービス継続上の課題を確認 人員、物資等の確認 *災害時情報共有システムへの入力（3日を目標） ※当日中、3日目までにやることは優先業務 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ①3日以内、 ②7日以内 施設内被害のチェック ライフラインのチェック 公用車等のチェック サービス再開用件の確認と再開へ向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ①3日以内、 ②7日以内 施設内被害のチェック ライフラインのチェック 公用車等のチェック サービス再開用件の確認と再開へ向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 ①3日以内、 ②7日以内 他のサービス機関との連絡調整 サービス再開用件の確認と再開へ向けた調整
展開期 1週間～1か月	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて外部支援を活用 			

【風水害】

	入所（本部）	通所	訪問	計画相談
準備期1 災害発生 リスクのある1日前 ～警戒レベル2まで	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部（準備室）設置 情報収集 危険ゾーンの利用者は避難準備 通所利用者の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 (避難の必要性を伝達) 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 (避難の必要性を伝達) 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 (避難の必要性を伝達) 他のサービス機関との連絡調整
準備期2 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 危険ゾーンの利用者は避難開始 			
準備期3 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ※必要持出品、公用車等の持出、移動完了 			
発災				
暫定期 発災～6時間 (通所は8時間)	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部設置～移行 被害状況等の確認 			
初動期 6時間～1週間	<ul style="list-style-type: none"> 人員、物資等の確認 *災害時情報共有システムへの入力（3日を目標） 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ①3日以内 ②7日以内 サービス再開用件の確認と再開へ向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ①3日以内 ②7日以内 サービス再開用件の確認と再開へ向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ①3日以内 ②7日以内 サービス再開用件の確認と再開へ向けた調整
展開期 1週間～1か月	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて外部支援を活用 			

(出典：群馬県福祉防災アドバイザーチーム)

参考 2-19 優先する業務の継続（復旧する業務の水準）

補足 13：重要業務の継続

様式 7-災害と同じ復旧想定にする。この場合、震度 6 で停電 3 日、断水 7 日
震度 7 の想定は、停電 7 日、断水 3 週間

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率3%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を 守るための 必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止 もしくは減	一部休止、減とす るが、ほぼ 通常に近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限の メニューの準備	飲用水、栄養補 給食品、簡易食 品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理開始	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理開始
食事介助	休止	応援体制が 整うまでなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助
口腔ケア	休止	応援体制が 整うまでなし	応援体制が 整うまでなし	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用 者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧し だい入浴

(出典)令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」
(提供)社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画(一部抜粋)

(出典：厚生労働省 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
自然災害ひな形（共通）)

ひとくちメモ

代替施設の検討

建物被害により、施設利用が継続できないことを想定し、代替施設での操業を検討することも事業継続においては有効である。

＜出典＞高齢者施設における防災計画作成指針策定委員会

ひとくちメモ

サービス停止に伴う事業収益の減収の把握及び再開計画の検討

併設する通所事業所等のサービスを停止すると事業収益が減少する。災害時に予めどの程度減算するのか把握し、経営への影響を意識した上で、災害対策や再開計画を検討しておくことも重要である。

＜出典＞高齢者施設における防災計画作成指針策定委員会

7 避難計画と判断基準

入居者等の生命を守るために、安全・迅速な避難が重要です。そのためには避難場所・避難所（以下「避難場所等」という。）、避難方法をあらかじめ設定し、各者が共有する避難計画を作成しましょう。

（1）避難場所等の選定

- ① 災害の種類や規模に応じ、施設の構造や立地条件のほか、収容可能な人数、高齢者的心身の状況等についても考慮したうえで、施設内外の避難場所を検討する。施設外の避難場所に関しては、市町の担当課と協議し、あらかじめ避難場所等を複数選定する。
施設内避難の場合は、避難ルートは暗闇の中でも誘導できるか、棚が転倒して通路を塞ぐ可能性がないか等安全面について確認しておく。
- ② 津波からの避難場所等の選定に当たっては、市町が指定した避難所を確認するとともに、津波を想定した高層階の建物若しくは高台での避難場所等を複数確保する。各災害、特に風水害における避難場所を検討する際には、ハザードマップによるリスクや利用者の状況やそのリスクを許容できるか勘案する。市町が指定した以外の民間施設等を避難所とする場合は、受け入れ先と取り決めが必要な場合もあるため、事前に調整しておく。
水害の場合は、他所へ避難する「水平避難」よりも、建物内の高所へ避難する「垂直避難」の方が、安全性が高い場合がある。垂直避難を行う場合に備えて、場所の他、誘導方法も検討する。
- ③ この他に送迎時や施設外活動時に被災した際の避難場所等についても検討しておく。

（2）避難経路の設定

避難経路が使えなくなることを想定し、避難経路は複数設定し、避難時に最も安全な経路を選択できるようにするとともに、事前に危険箇所や歩行・車両による所要時間等を把握してください。その他、以下の点に注意してください。

- ① 地震や暴風災害等における経路の選定に当たっては、細かい路地やビルに面した道路は避難路としての利用をできるだけ避ける
- ② 送迎時や施設外活動時に被災した場合の避難場所等への経路も設定しておく
- ③ 既に定めた避難ルートのほかに、利用可能な道路も全て把握しておく
- ④ 道路損壊や瓦礫により車両や車いすが使用できない場合を想定し、歩行での移動が困難な入居者に備えて代替手段（おんぶ補助具、担架など）を準備する

（3）防災マップの作成

設定した避難場所等と避難経路を記載した経路図を防災マップ（P34 参考2-20）としてまとめ、わかりやすい場所に掲示し、入居者等、職員、家族等へ周知してください。

また、防災マップは、以下の点についても留意し作成しましょう。

- ① 災害による被害を想定し、周辺の地形、建物・道路等の状況を把握する

- ② 自治体が指定した周辺の避難場所等や、緊急連絡用公衆電話を把握する
- ③ 複数の避難場所等を設定する
- ④ 災害発生時の連絡手段として公衆電話の設置場所を把握する
- ⑤ 実際に経路を確認し、また定期的に点検して、安全確認をする

(4) 避難手段の確保

徒歩での避難が困難と想定される場合、必要な車両数を割り出し、施設車両や職員車両のほか、近隣地域住民の協力車両で必要数を確保できる体制を整えましょう。

必要数に満たない場合は市町に応援を求める体制を整えてください。

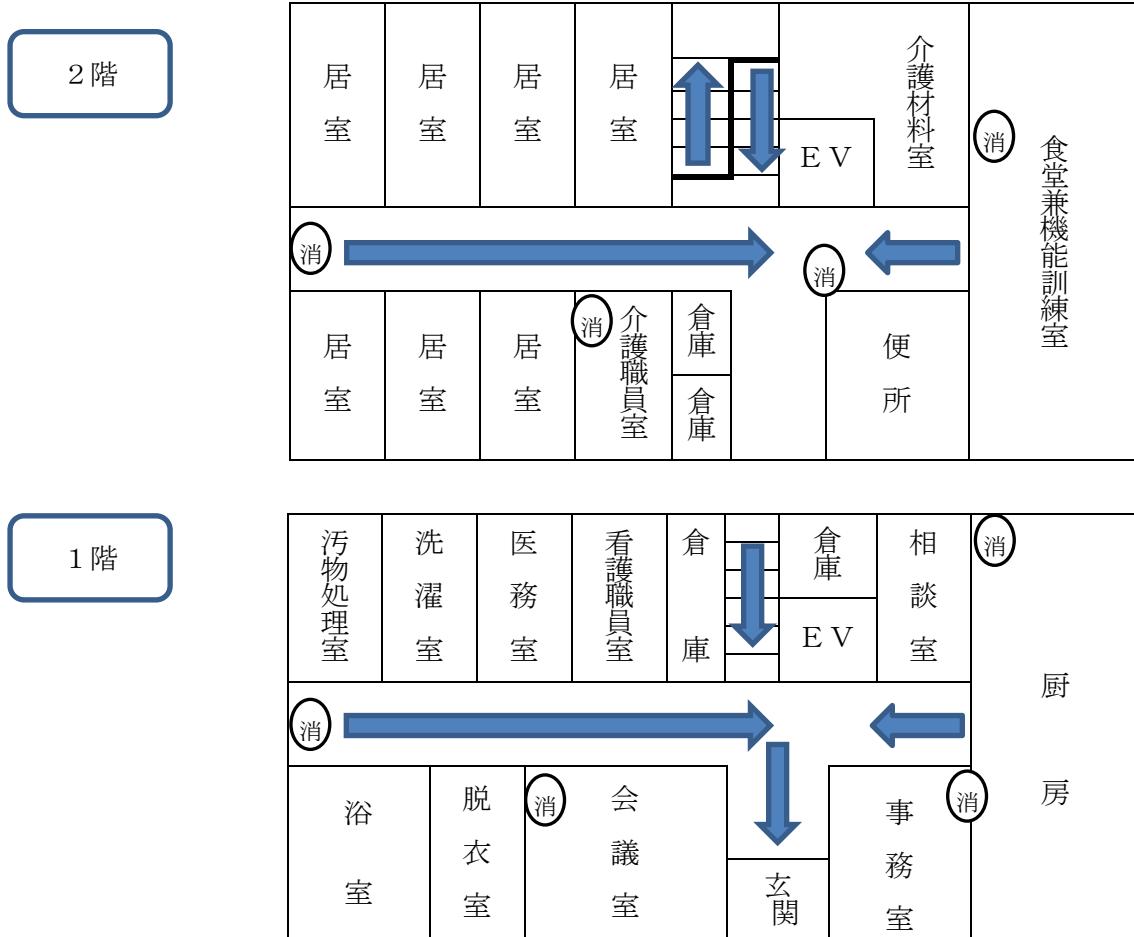
日頃から、車のガソリンは半分以下になった場合は満タンにしておくなど災害発生時に使用できるようにしておきましょう。

そのほか、要介護認定者など自主的な避難が困難な入居者等については、個別に避難方法を検討し、入居者等ごとに避難するための方法（徒歩、車いす、ストレッチャー）を職員が認識できるようにしておきましょう。

誘導用のプラカード、ロープや拡声器等、避難時に必要となる用具についても避難訓練時にその有効性を確認しながら、役立つ物を備えておきましょう。

参考 2-20 防災マップの作成例





○ 消 消火器 ← 避難経路

- ・避難経路、避難場所は複数設定し、記載しましょう。
- ・危険な場所や消火器等の設置場所が一目でわかるように工夫しましょう。

(5) 持ち出し品の準備

- ① 避難先での生活に備え、災害時用持ち出しセットや、避難時持ち出し袋を用意しておくことが重要である。特に、通常の避難所で準備することが困難な紙おむつ、柔らかい食料、常備薬は必需品となる。
また、救護用入居者等一覧 (P15 参考 2-6) や緊急時連絡・引き渡しカード (P43 参考 2-23) について、いつでも持ち出せるよう準備しておく。

【持ち出し品の例】

救護用入居者等一覧、ケース記録、診療録、緊急時連絡・引き渡しカード、多機能ラジオライト、懐中電灯、毛布、紙おむつ、ウェットティッシュ、災害用トイレ（給水凝固剤）、万能はさみ、救急箱、常備薬、非常食、資格確認書、お薬手帳、ヘルメット・防災頭巾などに防護品、必要な医療機器およびバッテリー等注）ケース記録や診療録など、入居者データの持ち出しについては、各施設で管理規程を定めておくこと。

ひとくちメモ

持ち出し品の準備のポイント！

- ・非常時持ち出し袋等にまとめて常備し、いつでも持ち出せるようにしましょう
- ・いざという時に取り出せない！ということがないように、見えやすく取り出しやすい場所に置くことが必要です
- ・重すぎて持ち出せない、ということがないように注意しましょう
注）上記の一覧はあくまで参考です。各施設で必要なものを検討しましょう

② 避難中はぐれたときの身元確認やいざという時の応急処置に必要なため、以下のものを入居者等に身につけさせるか、持たせるため、あらかじめ準備する。

ア 施設の名称や連絡先を記載したゼッケンや入居者の持ち物（カバン、タオル、帽子等）

イ 緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-2-3）

ひとくちメモ

いざという時に役立つ？

いざという時に入居者等へ応急処置などを施す際には、傷病記録や血液型、服薬状況といった情報があると、スムーズに対応が可能です。ただし、救護用入居者等一覧（P15 参考 2-6）の場合は紛失する可能性もあります。

そのため、入居者等が身につけている持ち物（カバン、タオル、帽子等）にこれらの情報を記載しておくと、処置の際に有効ですし、本人確認としても役立ちます。

（6）避難判断基準と建物安全評価

災害時においては、以下の状況を速やかに把握し、自施設が事業継続可能かどうかを評価することが重要です。

自施設の建物や設備の被害状況、ライフラインの停止状況、長期的には、道路の寸断などによる人的資源や物的資源の受給が困難になるなどを考慮する必要があります。

これらを総合的に判断し、事業継続が困難な場合は、外部への応援要請や情報発信を迅速に行えるよう、平時から体制を整備しておくことが望ましいです。

【施設の現状分析】

- ① 建物・設備等の状況
- ② ライフラインの状況（電気・水道・ガス・通信）
- ③ 物資備蓄の状況

④ 職員の出勤状況

また、災害時の避難判断には、建物の安全性評価が不可欠です。以下の取り組みを平時から行いましょう。

① 情報収集

建物の構造、築年数、耐震基準の適合状況を把握する。

設備（柱・壁・屋根・ガラス）の損傷リスク箇所を事前に確認

② 専門家への相談

耐震診断や補強工事の必要性について、建築士や防災専門家に相談

水害・浸水リスクについて、ハザードマップと専門家の助言を活用

③ 職員教育

災害時に建物の損傷を確認するポイント（亀裂、傾き、漏水、ガス臭）を職員に周知

エレベーター停止時の対応、垂直避難の判断基準を訓練で徹底

参考 2-2-1 現状分析と課題確認シート

現状分析と課題		日時：	施設名：
翌日までに対応			
指揮系統の確立			
災害対策本部の設置	未 / 演	設置日時： 現本部長：)	
支援指揮所の設置	未 / 演	設置日時： 指揮所リーダー：)	
EMISでの支援指揮所拠点登録	未 / 演		
定期ミーティングの実施と提案	未 / 演	(次回予定：)	
現場職員間の情報共有			
現場職員間の情報共有	未 / 演		
※特記：			
安全管理			
建物の危険状況	倒壊：有 / リスクあり（場所： ） / 無 →有・リスクありの場合は「病院行動評価群 0：緊急避難」		
火災：有（場所： ） / 無			
漏水：有（場所： ） / 無			
※特記：			
環境・ライフライン	電気通常供給：有 / 無（場所： ） 水通常供給：有 / 無（場所： ） 複台用エレベーター：使用可 / 一部不可 / 不可（場所： ） 冷暖房設備：使用可 / 一部不可 / 不可（場所： ） 下水・排水：使用可 / 一部不可 / 不可（場所： ）		
※特記：			
通信と情報伝達			
通信手段の確保(病院外)	電話 / インターネット / メール / FAX / 衛星電話 / 高速衛星通信 防災無線 / MCA 無線 / その他 ()		
※特記：			
入所者の緊急医療の必要性(医療施設への搬送の必要性)			
緊急医療の必要な入所者	人 ※往診との連携（連絡）未 / 演		
医療福祉活動（医療福祉提供）			
現施設内人数	人 (入所者 名、居宅サービス利用者 名)		
新規受け入れ可能人數	現地避難所指定 有 / 無 介護度 重複(要支援4・5) 人 / 中等度(要介護3) 人 / 程度(要介護2) 人 ※特記：		
居宅サービスの状況	居宅サービス利用：使用可 / 一部不可 / 不可 短期入所： 可 (人程度) / 不可 通所介護： 可 (人程度) / 不可 ※特記：		
人的資源管理			
職員の不足	充足 / 不足 (不足部署：)		
※特記：			
職員数	人 / 看護師 人 / その他 人 ※現在（勤務可能） 人 / 看護師 人 / その他 人 ※特記：		
物資（物的資源管理）			
(衛生資材、薬剤など)	衛生材料：充足 / 不足 (備蓄日：) 、通常供給：有 / 無 薬剤：充足 / 不足 (備蓄日：) 、通常供給：有 / 無 入所者の服薬：充足 / 不足 (備蓄日：) 、通常供給：有 / 無 オムツ類：充足 / 不足 (備蓄日：) 、通常供給：有 / 無 ※特記：		
生活支援			
食事・施設物・リノン、洗濯、清掃	食料：充足 / 不足 (備蓄：入所者用 日、職員用 日) 通常供給：有 / 無 経営栄養：充足 / 不足 (備蓄： 日) 通常供給：有 / 無 飲料水：充足 / 不足 (備蓄：入所者用 日、職員用 日) 通常供給：有 / 無 トイレ：使用可 / 一部使用可 / 使用不可 使用不可の場所： () 風呂：使用可 / 一部使用可 / 使用不可 使用不可の場所： () リノン・洗濯・清掃・ゴミ等の関係業者の通常対応：可 / 不可 ※特記：		

(出典：国立健康危機管理研究機構危機管理・運営局 DMA T 事務局提供資料)

(7) 避難開始のタイミングと警戒レベル対応

避難を開始するかどうかは、施設の安全性と外部情報を総合的に判断します。例として、以下の状況が確認された場合、速やかに避難を検討します。

- ・建物に大きな亀裂や傾きがある場合
- ・火災・ガス漏れの危険がある場合
- ・津波警報や土砂災害警戒情報が発表された場合

避難のタイミングは、気象庁の警戒レベルを参考にします。

例：レベル2：高齢者等避難準備

要介護者や移動に時間がかかる方の避難準備を開始します。職員は持ち出し品の確認、避難経路の安全確認を行います。

レベル3：高齢者等避難開始

施設全体で避難を開始します。避難誘導は複数ルートを活用し、車椅子や担架を使用する場合は事前に役割分担を確認します。

レベル4：全員避難開始（避難指示）

通常の避難行動ができる住民全員が速やかに危険な場所から避難する。

レベル5：命を守る行動（即時避難）

災害の危険が切迫している状態です。避難が間に合わない場合は、建物内の最も安全な場所（垂直避難など）に移動し、命を守る行動を取ります。

注) レベル4以上は避難を開始するタイミングであるため、参集は困難となる。そのためレベル3になる前での参集を行うことが望ましい。

参考 2-2-2 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



(出典：気象庁 HP より)

8 応援職員の受け入れ体制

災害時には、通常業務に加えて避難誘導、物資管理、情報発信などの災害対応業務が増加し、職員の負担が大きくなることが想定されます。そのため、外部応援職員を受け入れる体制を平時から整備することが重要です。

（1）受け入れ環境の整備

宿泊場所の確保：簡易テント、段ボールベッド、寝具を準備

食事・トイレの確保：応援職員用の非常食、使い捨てトイレを入居者等・職員とは別に備蓄

衛生用品の準備：消毒液、マスク、防寒具、感染症対策物資を確保

応援要請先の確保：災害時協定締結事業所、各種別協議会、県社会福祉協議会、県・市町（災害時情報共有システム）、NPO、ボランティア団体などへの連絡手段の確保、応援要請内容を事前に検討

ひとくちメモ

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、福祉的支援等の充実が図られました。

1. 被災者に対する福祉的支援等の充実

- ・ 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- ・ 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握

2. 広域避難の円滑化

- ・ 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- ・ 広域避難者に対する情報提供の充実。
- ・ 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3. 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- ・ 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- ・ 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- ・ 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- ・ 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。

＜出典＞内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要」

（2）業務分担の明確化

平時から「施設職員が担う業務」「応援職員に依頼する業務」を整理しましょう。

災害対応業務（避難誘導、物資仕分け、情報入力など）を応援職員に割り当てる
ことも検討しましょう。

（3）情報共有と引継ぎ体制

応援職員への業務説明は、発災初期などは時間が取れないことが予想されるため、施設の既存マニュアルを活用することを基本とします。

ただし、災害時特有の業務（避難誘導、物資管理、情報共有など）については、既存のマニュアルに、要点をまとめた補足資料を添付するなどし、応援職員がすぐに業務を把握できるように工夫しましょう。

また、入居者等情報の簡易シートを準備し、引継ぎが円滑に行えるよう記録様式の整備や、派遣要請時に、引継ぎ可能なシフトを提示しておく事も有効です。

※救護用入居者等一覧（P15 参考 2-6）を参照してください。

9 資金手当て・補助制度の確認

災害に備え、平時から必要な資金を確保するとともに、災害発生後に利用可能な補助制度や融資制度を把握しておくことも、平時からの備えとしては重要です。

（1）平時の資金手当て

① 保険契約の確認

火災保険や地震保険などの補償範囲を確認すること。

※地震保険は事業用物件への契約が制限される場合があり、地域によっては付保できないケースがあるため注意する。

② 水害補償の確認

現在加入している火災保険で水害が補償対象か確認し、必要に応じて見直しを検討する。

（2）災害後に活用できる補助制度・融資制度

能登半島地震の際には、社会福祉施設等災害復旧費補助金や金融機関による災害復旧資金への融資などが活用されました。こうした制度は発災後に迅速な復旧を支援するため、平時から利用可能な補助金・融資制度を確認し、申請手順や必要書類（罹災証明、被害写真、見積書）を整理しておくことが重要です。

- ・社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（国庫補助）

被災した施設と一体的な設備の復旧に関する費用の一部を補助（保険金や寄付金充当分を除く）

※ 被害箇所の写真は該当箇所全てが分かる様に、工事過程含め複数枚必要

- ・独立行政法人福祉医療機構（WAM）による貸付 等

10 家族等への引き渡しの準備

高齢者施設については、入居者等を家族等へ安全確実に引き渡すことが重要になります。地震・津波発生時の緊迫した状況で家族等への対応に追われれば、入居者等を守るための貴重な時間がなくなります。不要な混乱を防ぐためにも、あらかじめ引き渡し方法を決めておき、家族等と情報共有してください。

(1) 引き渡し場所の確認

施設が倒壊等によって使用不能になった場合を想定し、施設とは別に入居者等の引渡しの場所をあらかじめ定めたうえで、家族等の同意を得てください。お便りや施設サービス計画等の説明等を通じて家族等に繰り返し周知し、共通理解を得ておくことが重要です。

(2) 引き渡し方法の確認

不要な混乱を防ぐためには、あらかじめ引き渡し方法を決めてください。

災害時には家族に連絡が取れないなど、すぐに引き渡せない状況も生じます。特に併設する通所事業所の運営中の場合には、入居者等をしばらく施設で保護する必要があり、そのための対策も必要となります。

また、入居者等を安全確実に家族等に引き渡すためには、緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-23）の活用が有効です。

ひとくちメモ

緊急時連絡・引き渡しカードの使い方

家族等と施設でそれぞれ同じカードを保有し、引き渡しの際に家族等から提示を受けたり、記載内容を本人確認に利用することで、安全な引き渡しを行うことが可能になります

参考 2-2-3 緊急時連絡・引き渡しカード

入居者	フリガナ		年齢	
	氏名		生年月日	
留意事項	既往歴		生活機能に関する留意事項	
	現病歴			
	血液型		リスク管理	
	栄養・運動		服薬状況	

身元引受人	フリガナ		自宅電話	
	氏名		携帯電話	
	住所		勤務先 同住所	
	入居者等との間柄		(勤務先等) 緊急連絡先	

入居者等引き渡し確認事項

	引き渡し場所	引き取り人	続柄	確認方法	引き渡し責任者
1					
2					

引き取り人の明細

氏名	①	②	③
住所			
電話番号			
勤務先			
緊急時の連絡方法			
身元引受人となる場合その理由			

(3) 家族等への連絡体制の整備

災害発生時においては、入居者等や施設に関する状況や災害への対応状況について、家族等へ情報提供することが必要になることがあるため、非常時の連絡体制を整備してください。(P15の「災害時に活用可能な連絡方法」も参照)

ただし、老人福祉法第11条に基づき入居している高齢者(※家族等から虐待を受けている高齢者)は、家族等への連絡に当たり、配慮を要する場合があるので、事前に市町と調整してください。

ひとくちメモ

被災地の家族等に対する情報提供方法（例）

1 立て看板の設置

施設の入口やあらかじめ定めた場所に立て看板や貼り紙を設置します。施設の敷地外に設置する場合は、敷地の管理者に先に承諾を得ておいてください。

2 災害時伝言ダイヤルの使用

災害時伝言ダイヤルの使用を呼びかけます（P20も参照）。

お便り等で伝言ダイヤルの使用方法について連絡しておくことも有効です。

＜提供が必要な情報＞

- ・避難先
- ・安否情報
- ・引き渡し方法（引き渡し場所、時間）

簡潔かつ正確な情報を提供するよう心がけましょう！

1.1 研修・訓練の実施

防災計画やBCPは、作成するだけでは実効性があるとは言えません。危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要があります。これらにより課題を発見し、対策を講じることを繰り返すことでレベルアップにつながります。また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要です。また、緊急時に安全かつ迅速な避難を実現するためには、日頃からの訓練が必要です。

（1）各種災害を想定した防災訓練の実施

地震、津波、風水害等、様々な災害の具体的な規模を想定し、防災訓練を計画的に実施することが必要です。職員一人ひとりの役割分担を明確にし、年間を通して訓練計画を作成してください。

なお、訓練の実施に当たっては、次の点に留意し、普段から防災意識の向上に積極的に取り組みましょう。

- ① 様々な場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身につけるため、実践的な訓練を計画する
- ② 各職員が計画の内容や役割分担等について協議し、確認する
- ③ 家族等や地域と連携した訓練を計画する
- ④ 入居者等自身が自分の身を守る訓練等を実施する
- ⑤ 職員が少ない夜間等の時間帯での対応を想定した訓練を実施する
- ⑥ 訓練実施後、課題や問題点を検証し、改善を絶えず行う
- ⑦ 新聞や災害関連ホームページ等から最新情報を収集し、訓練に活かす
- ⑧ 避難経路を施設外活動のルートに設定するなど、日常生活へ取り入れる
- ⑨ 地元の自主防災組織等と合同で、災害時を想定した防災訓練を計画する
- ⑩ 災害時情報共有システムの入力訓練や、応援職員受入れを想定した業務分担確認を含める

ひとくちメモ

訓練は やりっぱなしで 終わらない

訓練は「やりっぱなし」で終わらないこと。防災訓練は実施後の評価と改善が必須です。避難に要した時間や情報伝達の所要時間を記録し、効率化を目指します。能登半島地震では情報共有の遅れが課題となったため、情報共有システム操作や応援職員受入れ手順を訓練に組み込むことが重要です。

（2）職員への防災意識向上

入居者等の生命を守り、被害を最小限にいとめるためには、個々の職員が防災に対する知識を持ち、実践的な訓練や研修等により、自らの対応力や防災教育に関する指導力を高めることができます。下記のような取り組みにより、普段か

らの職員の意識の向上に積極的に取り組みましょう。

- ① 防災に関する研修会等への参加
- ② AED を含む心肺蘇生法等の応急手当に関する研修への参加
- ③ BCP 研修・訓練や災害時情報共有システムの操作訓練を定期的に実施
- ④ 地域防災訓練へ参加し、施設の役割を理解させる

(3) 防災計画等の不断の見直し

防災訓練実施後は、防災計画や BCP の内容を常に見直し、最新の状態に保つことが必要です。日頃から備蓄品の確認を行うなど随時見直しを図ることとし、次の点に注意しましょう。

- ① 訓練結果を踏まえた防災計画・BCP の見直し
- ② 備品等の転倒防止対策の見直し
- ③ 備蓄品の見直し
- ④ 連絡体制等の見直し
- ⑤ 避難場所等・経路の見直し
- ⑥ 災害情報の入手手段（テレビ、ラジオ、携帯電話等）の検討・確認
- ⑦ 国や自治体の最新の災害リスク情報等を収集し、計画に反映
- ⑧ 避難時間・情報伝達時間・応援要請までの時間等を記録し、訓練後は改善目標を設定

1.2 地域の関係機関や住民等との協力体制の構築

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町や消防機関、近隣の病院・診療所、社会福祉施設等と連携し、いざという時に協力が得られる体制を平時から構築しておくことが重要です。

また、安全で確実な入居者等の避難や業務継続につなげるため、以下の取り組みを推進しましょう。

(1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、災害発生時の連携を検討するため、地域防災訓練には積極的に参加してください。

地区防災計画のある地域では、施設が計画に位置付けられるよう、平時から作成に関わり、地域住民との相互支援体制を構築することが望ましいです。

(2) 地域への協力要請

災害時に円滑な支援が受けられるよう、日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。

地元の自主防災組織や町内会、ボランティア団体等、介護支援専門員、他の高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設などと、各組織や施設が持つ資源（人員体制、設備、車両、備蓄物資など）を共有し、災害時にどのような協力ができるかを話し合い、理解を深めておくことが望ましいです。このような検討を行う枠組みとして、介護事業者が加盟する団体などを利用することが効果的です。

地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、計画の中に施設を組み入れてもらい、避難や消防活動に協力してもらえるようにすることが有効です。

また、近隣の企業や学校とも、連携を図れるようにしておくことも重要です。

災害時の連絡方法や応援依頼の流れ（連絡先、避難の際の搬送支援等）は、協定書やメモにまとめておくことが望ましいです。

ひとくちメモ

施設間の連携について

地域内における連携の他、所属する種別協議会・団体等との連携や域外の施設との連携を図るなど、大規模災害時に連携協力が十分に機能するように連携を多層的に考えることが必要である。

小規模事業者は人員が少なく、単独で対応できることに限界があることから、災害時における役割について、施設間で役割をあらかじめ分担しておき、平時より研修・訓練を共同で開催するなど災害時にスムーズに対応できる体制を整えておくことも有効である。

＜出典＞高齢者施設における防災計画作成指針策定委員会

(3) 地域の行事への積極的参加

地域行事への参加や、施設行事への地域住民の招待を通じて、信頼関係を構築し、災害時の協力を得やすくしておくことが望ましいです。

(4) 地域の安心拠点

施設が使用できる場合は、社会福祉施設等の使命として地域の安心拠点となり、情報提供・物資供給・一時避難場所の提供に努めましょう。

その際の防災活動の優先順位は次のとおりと考えられます。

第一に、施設内入居者等の救護

第二に、地域の被災者への救援活動

第3章 災害発生時の対応

1 BCP の発動と重要業務の継続

(1) BCP 発動基準

災害発生時には、施設の安全確保と業務継続を迅速に判断する必要があります。BCP 発動の判断は、震度などの数値基準に加え、施設の状況や周辺環境を総合的に勘案して行います。

【発動の目安（例）】※目安であり、状況により柔軟に判断

- ・震度 5 強以上の地震が発生した場合
- ・ライフライン（電気・水道・ガス）の途絶が発生した場合
- ・施設の損壊や安全性に重大な懸念がある場合
- ・道路寸断や通信障害により孤立のリスクが高まった場合
- ・職員の参集が困難となり、通常業務の継続が不可能と判断される場合

直接的な建物被害がなくても、これらの条件に該当する場合は BCP を発動し、対策本部を設置します。

総括責任者（施設長等）が判断し、総括責任者が不在時は事前に指定した代替責任者が行います。

(2) 行動基準

行動基準は安全確保方法、避難及び安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を携帯カード等に整理して、職員に携帯させると効果的です。

(3) 対策本部の設置

BCP 発動後、速やかに災害対策本部を設置し、指揮命令系統を一本化します。

本部の設置場所は、浸水の恐れが無い、安定して電源が確保されている等を配慮することが望ましいです。

【本部構成例】

- ・総括責任者（施設長）：災害応急対策の指揮・判断
- ・広報・情報班：通信手段の確保、市町・消防署との連絡、情報収集・報告、家族等への連絡、メディア対応
- ・医療・看護班：負傷者の救出、応急手当、医療機関への搬送
- ・安全指導班：入居者の安全確認、施設損壊状況の調査・報告、避難誘導、家族への引き渡し
- ・介護班：介護業務の継続
- ・設備復旧・応援調整班：施設の被害状況の確認、応援職員への依頼業務、受け入れ時の宿泊場所等の調整
- ・応急物資班：食料・飲料水・医薬品の確保、炊き出し、備蓄品管理
- ・地域班：地域住民や近隣施設との共同救援活動、応援職員等受け入れ体制整備

※対策本部のメンバーは平時から整備し、訓練等で確認すること。

(4) 初期対応（人命・安全の確保）

- ① 入居者、職員の安否確認を最優先
安否確認の方法や負傷者がいる場合の医療機関への搬送方法等は事前に確認
- ② 火元・危険物の点検、ガス閉栓、電源遮断
- ③ 建物の安全確認（倒壊・浸水・雪害リスク）
- ④ 必要に応じて避難準備を開始し、施設で定めた避難判断の基準や、自治体が発令する警戒レベルや避難情報を総合的に踏まえて、避難を決定する

(5) 職員の参集

職員の参集ルール（第2章にて先述）等に基づき、出勤可能な職員を把握、また、災害の被害によっては、職員は極限の状況で業務を続けなければならないことが想定されます。少しでも職員の負担が軽減できるよう職員の休憩・宿泊場所の確保や職員向けの備蓄も揃えるなど、職員の労働環境の確保に向けた準備も必要です。

(6) 施設内外の避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載しましょう。また津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策についても検討しておきましょう。

(7) 情報収集と共有

予め施設で定めた複数の通信手段で情報収集を行ってください。

入居者等やその家族、職員に対しては定期的に情報共有を行い、不安を軽減しましょう。

(8) 重要業務の継続

被害の程度や、職員の出勤状況などから、継続して行う重要業務を決定しましょう。参集可能な職員の人数等により、継続する業務については適宜見直しを行ってください。

(9) 復旧対応

復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所確認シートや各種業者連絡先一覧を整備してください。

① 破損箇所の確認

施設内の被害箇所などは、写真に撮り、別シートなどで一覧にする。

建物の保守管理業者へ、後日連絡をとり、修繕に向けた協議を行う。

参考 3-1 建物・設備の被害点検シート例

対象	状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし
	エレベーター	利用可能／利用不可
	電気	通電／不通
	水道	利用可能／利用不可
	電話	通話可能／通話不可
	インターネット	利用可能／利用不可
	...	
（フロア・建物・設備単位）	ガラス	破損・飛散／破損なし
	キャビネット	転倒あり／転倒なし
	天井	落下あり／被害なし
	床面	破損あり／被害なし
	壁面	破損あり／被害なし
	照明	破損・落下あり／被害なし
	...	

② 業者連絡先一覧の整備

建物・設備の保守管理業者、給食関係の業者など業務委託先や取引先の連絡先をリスト化する。破損箇所の確認後は建物の保守管理業者等へ、後日連絡をとり、修繕に向けた協議を行う。

医療機関やガソリンスタンド等は平常時から災害時における対応方法を取り決めておくことが望ましい。

また、各種協力業者についても連絡先を一覧化し、非常時の連絡先を確認しておくなど、早期の業務再開のため、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。

③ 情報発信

関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応を行う。公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。風評被害を招く恐れもあるため、丁寧な対応や説明が必要となる。

（10）サービス固有事項

① 通所サービスにおけるBCP策定について

【平時からの対応】

- ・ サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくことが望ましい。
- ・ 居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整

理しておく。

- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫することも望まれる。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。

② 訪問サービスにおける BCP 策定について

【平時からの対応】

通所サービスにおける BCP 施策に加えて、

- ・発災時に、職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や、移動中の場合における対応方法をあらかじめ検討しておく。
- ・避難先においてサービスを提供することも想定する。

【災害が予想される場合の対応】

通所サービスにおける BCP 施策を参照

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ・あらかじめ検討した対応方法に基づき、利用者への安否確認等や、利用者宅を訪問中または移動中の場合の対応を行う。
- ・居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービスを提供する。

(出典：厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」(②は同内容をもとに編集))

2 地震への対応

石川県は、平成19年及び令和6年の能登半島地震など過去に大きな地震が起こっています。そのため、日頃から大きな地震への対応を想定しておくことが求められます。

ひとくちメモ

地震発生時の特徴

大きな地震が起こる際の一連の地震活動においては、本震、余震の段階に分かれており、それぞれ以下のような特徴を示します。

本震 ある地域で一定の期間内に連続して発生した地震のうち、最も規模の大きいものを言う。もっとも大きな被害をもたらす。

余震 本震後に発生する、比較的規模の小さい地震である。本震の直後に非常に多く発生するが、時間とともに減少する。本震に匹敵する規模の余震が発生することもあるため、本震が収まった後も注意を怠らないことが必要である。

また、地震発生時には、以下のような状況が起こると考えられます。

(1) 施設内の混乱

入居者等の中には、施設内をうろついたり、大声を出したり、騒然とした状況が生まれる恐れがあります。

(2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 固定電話や携帯電話の一斉集中から、連絡が取れない状態が続く
- ② 行政庁舎が被災した場合、災害対策本部の機能が麻痺し情報が入らない
- ③ 放送局の機器が破壊されて、周辺地の被災情報が入手できない
- ④ 電気、水道、ガス等の供給が停止し、施設の機能が麻痺する

(3) 発生時間による救助への影響

勤務時間外に災害が発生した場合、非番のスタッフ自身が被災したり、被災を免れたとしても、道路の陥没や橋梁部の破損による通行止めから施設への参集が不可能となる事態が考えられます。

(4) 二次災害の発生

地震の後に、火災、津波、雪崩、土砂崩れが起きる可能性があります。

＜出典＞日本の地震活動（地震調査研究推進本部・文部科学省）

地震発生後は施設の倒壊や土砂崩れなど二次災害が発生する恐れがあることから、速やかな行動が求められます。本章を参考に、あらかじめ災害発生時にとる行動を定めておき、平時から訓練等で確認してください。

(1) 日中のサービス提供時において地震が発生した場合

① 地震の揺れを感じたときの対応

地震発生から揺れが収まるまでは、次のことに留意し、自分の身を守ることを優先する。

- ア 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる
- イ 落下物・転倒物から身を守る。特に頭部を守る
- ウ ドアを開けて非常脱出口を確保する
- エ あわてて外に飛び出さない
- オ エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し停止した階である。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ

ひとくちメモ

地震発生中のエレベーターの使用について

- ・地震時には、エレベーターを使わないようにしましょう。途中停電になると、閉じこめられ、逃げ遅れる恐れがあります。
- ・エレベーターは、停電前に、地震を感知して自動停止機構を備えているものが多いため、閉じ込められた場合を想定して、エレベーター設置業者にその際の開け方等を教えてもらっておく必要があります。

② 地震発生直後の対応

ア 安否の確認と指示体制の確認

- (ア) 総括責任者に指揮系統を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする

- (イ) 職員は、入居者等の安否及び負傷の程度を確認し、総括責任者に報告するとともに家族等からの問い合わせに応じる

イ 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

ウ 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、物資運搬、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう、点検や準備を

進める。

エ 火元の点検と消火活動

(ア) 火元の点検

- ・地震発生時にはガス自動遮断装置が作動する（ガス供給業者へ平時に確認する。付いていないときは取付けを相談する）が、作動しない場合は施設職員が協力して身の回りの「火の始末」を行うとともに、ガスの元栓を閉めるよう努める。ただし、調理器具の場合、やけどに気をつける
- ・搖れが落ち着いてから、漏電やガス漏れの有無を確認する

ひとくちメモ

ガス漏れ対策の注意点

- ・ガス漏れ対策には、器具より屋外のバルブ（元栓）が有効です。
- ・臭いがしたら、まず、窓、ドアといった開口部をすべて開け、何より換気（換気扇は不可）を行い、次にガスの元栓を閉めましょう。
- ・館内放送を使い、「ガス爆発のおそれがあるため、照明器具、換気扇などの電気器具のスイッチを入れないよう、また、ライターを使用しないよう」指示してください。

(イ) 消火活動

- ・出火を見つけたら、大声で火災の発生を知らせ、火災報知器を押し、可能な範囲で消火活動を開始する。火災の知らせを受けた職員は、総括責任者や消防署へ連絡する
- ・電気火災は、感電の心配がある。まず、ブレーカーを落として電源を遮断してから消火する

ひとくちメモ

消火活動の注意点

- ・消火活動の基本は、消火器（油火災には粉末消火器を使用）で行いましょう
- ・ぬれタオル、フタ等での消火は、やけど、火災の拡大の恐れがあるので、消火器の予備がない場合等補助的手段とします
- ・火事が発生した場合で、一般的に「火勢が床面だけにとどまり、天井に燃え移っていない」とときは、自力で消火が可能といわれています
- ・消えたように見えても残火や余熱でふたたび燃えることがあります。消火器を具備した要員を配置し、再発火に備えましょう

オ 施設内・避難経路の安全確保

- (ア) 大きな揺れが収まったら、職員は、入居者等が安全な場所に避難できるよう、必要な出口や通路の安全性を確保する
 - ・戸が再び閉まらないように近くにあるものを挟み込む
 - ・ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する
- (イ) 倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは、応急措置する
- (ウ) 建物の崩落等の危険を発見したら、大声や火災報知器等を使用して周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないよう指示するとともに、ロープ等を張って立ち入り禁止にする

カ 負傷者の有無確認と救護

- (ア) 負傷者の有無を確認する
- (イ) 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す
- (ウ) 医療機器を利用している入居者等のため、電源の確保を行う
- (エ) 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する

③ 余震・二次災害への対応と、避難の判断

ア 情報の収集と発信

- (ア) ラジオ・テレビ・インターネット、市町、警察、消防、自主防災組織等施設内外から極力正確な情報を入手し、施設被害の全体像を速やかに把握したうえで安全性を判断し、的確な指示を行う
- (イ) 施設倒壊の心配がなければ、館内放送等で、冷静な対応を指示する
- (ウ) 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、家族等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える
- (エ) 市町災害対策本部等と連絡を行うとともに、必要な指示があった場合には、直ちに総括責任者に報告する

イ 施設周辺の確認

施設内の天井や柱、壁面等の状況を確認し、施設倒壊の前兆がないか点検する。あわせて「切れている電線」、「ブロック塀の倒壊」等、施設の周辺地域の状況を確認し、二次被害の危険がないか検討する。

また、施設が被災した場合は、消防関係機関等に連絡するほか、市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

- (ア) 地震等の後は、漏電、ボイラーの破損等二次災害発生原因になるものを、すぐに点検し、電力会社又は電気工事業者の判断を得る
- (イ) 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- (ウ) ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

ウ 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

地震発生後は土砂災害や津波等の二次災害の発生が考えられるため、市町、警察、消防等と連携し、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配り、避難の要否のほか最も安全な避難場所等及び避難経路を併せて選定し、決定する。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

④ 避難の実施と避難後の対応

ア 地域住民等への応援要請

職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力要請し、対応する。それでも対応ができないと予想される場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

イ 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに入居者等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

特に余震等に十分注意し、入居者等が逃げ遅れないよう安全に誘導する。

【避難の際の注意点】

- (ア) 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その結果を総括責任者に報告する
- (イ) 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメット、頭巾等を着用するほか、**安全な誘導のためにロープ等を利用する。**
- (ウ) 断線した電線により感電しないように気をつける
- (エ) 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用入居者等一覧（P15 参考 2-6）や緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-2-3）は可能な限り持ち出す
- (オ) 避難で施設を離れる際には漏電防止のため、ブレーカーを落とす。
- (カ) 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等を利用し、混乱を防止する
- (キ) 避難場所等で体調を崩した入居者等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する

ひとくちメモ

避難の際の注意点

- ・地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、避難に当たっては、靴又はスリッパを必ず履きましょう
- ・移動には、頭部の保護のため、座布団等を用い、転倒した場合に備え、軍手等で手を保護しましょう
- ・健康な高齢者でも一度に歩ける距離は2kmが限界と言われています。行きたい場所があっても、まずは近くの一時避難場所をめざし、少しづつ移動するなどの工夫が必要です

ウ 家族等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、家族等に対して現在の状況を連絡する。ただし、被災状況によっては、電話の混線や断線により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をするなど、家族等や行政への周知に努める。

エ 入居者等の家族等への引き渡し

避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、家族等への引き渡しを行う。引き渡しの際は混乱が予想されるので、緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-2-3）等を活用し、相手を確認しつつ確実に引き渡す。ただし、家族等と連絡が取れない等、引き渡しが困難な入居者等は避難所で待機させ、入居者等の健康管理に留意する。

オ 避難が不要な場合の対応

- (ア) 災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食物を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者等の安全確保にあたる
- (イ) ライフライン停止時は、**冷暖房装置**が使えない。毛布、寝具、**冷却材**等の準備が必要となる
- (ウ) 入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する

⑤ 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

ア 入居者等の家族等への引き渡し

入居者等の家族等で被災を免れた方がいる場合は、状況を説明し、緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-2-3）を活用し、避難後に安全が確認さ

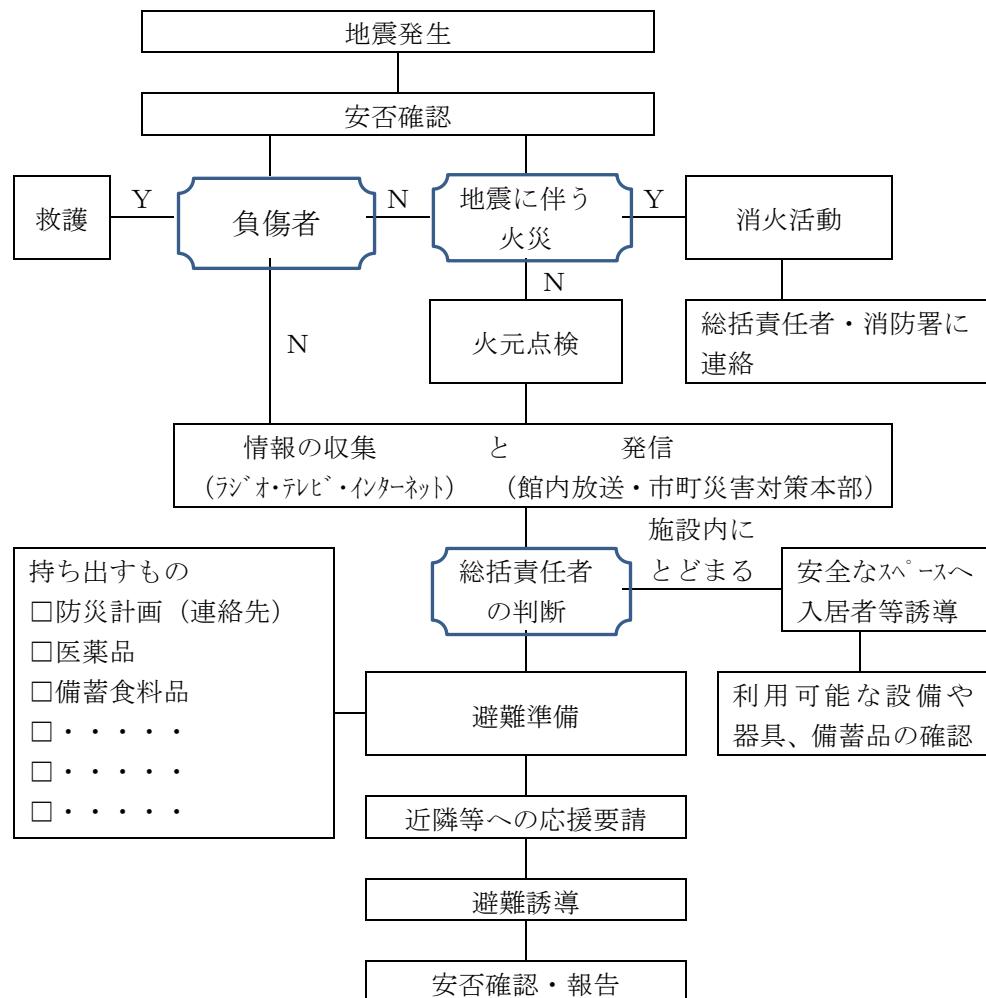
れたのち、家族等へ引き渡す。

引取時の混雑から、人違いで他人へ入居者を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時刻等の記録を必ず残しておくようとする。

イ 他施設への引き渡し

入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難となった場合は、他の社会福祉施設等で受入れてもらうよう依頼する。

参考 3-2 地震発生時のチャート



(2) 施設外活動時や送迎時に地震が発生した場合

高齢者施設においては、施設外活動時や送迎時に被災する可能性もあります。特に散歩や公園への訪問、デイサービスへの送迎時等の日常活動では、施設長等の責任者がその場にいない可能性が高いため、個々の職員の判断を重視した行動が求められます。

事前に災害発生時の避難場所等や避難経路、施設等への連絡体制等について十分に確認しておくことが必要です。

① 安否の確認と指示体制の確認

入居者等の安否及び負傷の程度を確認し、その場に職員が複数いる場合は、その中から責任者を決定する。

② 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備する。

③ 施設への連絡

責任者は、あらかじめ定められた緊急時の連絡手段によって、災害時の総括責任者へ連絡し、判断を仰ぐ。ただし、混線や断線によって連絡がつかない場合もあるので、場合によっては連絡を中止し、各自の判断を優先する。

④ 負傷者の有無確認と救護

- ア 負傷者の有無を確認する
- イ 負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当てを施す
- ウ 負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する
- エ 場合によっては近隣の住民の協力を仰ぎ、車両などで移送してもらう

⑤ 避難の判断

施設に連絡が取れない場合、責任者は周辺の状態等を判断し、あらかじめ定められた避難先への避難を指示する。

施設へ連絡が取れない場合は、施設が被災している可能性も十分考えられるので、施設へ戻ることよりも避難を優先する。

⑥ 避難後の連絡

避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとる。

避難先が不明な場合は市町の災害対策本部や消防機関等に問い合わせる。

(3) 夜間において地震が発生した場合（入所施設向け）

職員が少数になる夜間において地震が発生した場合、総括責任者の不在や人員不足等の問題が生じる場合があります。

日頃から職員が少数の場合を想定した訓練や災害対応の体制づくりに取り組むことが重要です。

① 夜勤者の対応

ア 安否確認

夜勤者は、入居者等の安否を確認する。

イ 総括責任者への連絡

本来の総括責任者が不在の場合、入居者等の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求め、必要に応じて消防等にも応援を求める。

万が一連絡が取れない場合や総括責任者の安否が確認できない場合は、夜勤者の中で臨時の責任者を定め、指示体制を一本化する。

ウ 火元の点検と消火活動

ガスの元栓を閉めるよう努め、本震後、漏電やガス漏れの有無を確認する。

出火を見つけたら、直ちに可能な範囲で消火活動を開始する。

エ 負傷者の救護

安全なスペースへ入居者等を移動後、負傷者に対して応急手当を施す。

オ 防災設備の停止

地震や火災などにより、自動的に作動する防災設備、防火設備などについては、施設内の安全確保後、動作を停止させる。これらの設備の操作方法は、夜勤の職員でも操作可能なようにマニュアルなどを用意し、平時より訓練などにより習熟させることが望ましい。

カ 近隣への協力要請

夜勤者のみでの対応が困難で、かつ他の職員の参集が遅れそうな場合、総括責任者、又は臨時の責任者の判断のもと、近隣の住民、町内会、自主防災組織、ボランティア等へ協力を要請する。

② 他の職員の対応

一定以上の地震（各施設であらかじめ決めておく）が発生した場合は、自己及び家族に支障がない場合、自主参集する。

3 津波への対応

津波は海底を震源とした地震等が原因で発生します。遠方で発生した地震が原因の場合は、到達までに若干の猶予があることも考えられますが、近海で発生した場合は避難する時間が非常に限られるため、迅速な対応が求められます。石川県でも令和6年能登半島地震の直後に津波が到達していましたので、沿岸部等津波襲来の危険性がある施設では、大きな揺れを感じた場合は、直ちに避難を開始してください。

ひとくちメモ

津波発生の特徴

（1）地震発生から津波到達まで

例えば、東日本大震災では、宮城県石巻市に最大7.7mの津波が40分（国土交通省調査）で到達したとの記録があります。津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、迅速な対応が求められます。

（2）津波は潮が引いた後に来るとは限らない

「津波が来る前には潮が引くから、潮が引いたら逃げろ」とよく言われますが、「引き（最初に潮が引く）」で始まるものと、「押し（いきなり襲ってくる）」で始まるものと両方があります。

（3）津波は繰り返しやってくる

津波は繰り返し来襲し、第1波後にさらに大きな津波が襲ってくる可能性もあります。津波警報や注意報が解除されるまでは、警戒をゆるめてはいけません。

（4）小さな地震でも大きな津波が発生する

大した揺れを感じない地震でも非常に大きな津波が発生する場合もあります。

（5）津波は速い

津波が陸上に到達した場合、海上よりも若干速度は落ちますが、速度は時速40kmを超えることもあり、徒歩で逃げきることが非常に困難となります。

また、津波が河口から河川に流れ込む場合もあり、河川周辺は特に注意を要します。

＜出典＞気象庁ホームページ・津波発生と伝播のしくみ

(1) 警報等発表時の対応

津波の規模や発生原因によっては、到達前に警報等が発表され、事前にある程度対処することも可能です。一方で、津波が到達するまでの時間的余裕は少なく、安全な場所に避難することを第一に考えることが重要です。警報等発表時、冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるよう、本章を参考に平時から確認してください。

ひとくちメモ			
津波警報・注意報について			
<p>津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表されます。</p> <p>ただし、地震を原因とした津波の場合、地震自体が原因となって警報や注意報の発表が遅れる可能性もあるので注意してください。</p>			
予想される津波の高さ		とるべき措置	
	数値での発表	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	$10 m < h$	巨大	 <p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。</p>
	$5 m < h \leq 10 m$		
	$3 m < h \leq 5 m$		
津波警報	$1 m < h \leq 3 m$	高い	 <p>海の中にいる人はただちに海から上がり、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。</p>
津波注意報	$0.2 m \leq h \leq 1.0 m$	—	

＜出典＞気象庁ホームページ 津波警報・注意報：津波警報・注意報の種類

① 情報の収集と発信

- ア ラジオ・テレビ・インターネット、市町、警察、消防、自主防災組織等施設内外から極力正確な情報を入手し、的確な指示を行う
- イ 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、家族等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える

② 指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

③ 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

④ 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

⑤ 火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、以下の火元や危険物の確認を行う。

- ア 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- イ 危険物の保管、設置について緊急チェック

⑥ 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

なお、避難場所等・避難経路の決定に当たっては、可能な限り、近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到達が困難な場合は、周辺の建物の中から可能な限り高い建物に逃げ込むことも想定する。

市町から**緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難**が発表された場合には、速やかに避難する。

なお、**高齢者等避難**等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

⑦ 地域住民等への応援要請

職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力要請し、対応する。それでも対応ができないと予想される場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

⑧ 施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ア 避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- イ 入居者等の最低限必要な情報（常備薬や家族連絡先等）をリスト化し、まとめておいたもの（救護用入居者等一覧（P15 参考 2-6））や緊急時連絡・

引き渡しカード（P43 参考 2-23）を持ち出す準備をする。

ウ 職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

⑨ 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに入居者等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

【避難の際の注意点】

ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その旨を総括責任者に報告する。

イ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメット、頭巾等を着用するほか、安全な誘導のためにロープ等を利用する。

ウ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用入居者等一覧（P15 参考 2-6）や緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-23）は可能な限り持ち出す。

エ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等を利用し、混乱を防止する。

オ 避難場所等で体調を崩した入居者等が出た場合は、必要な応急処置を行つて、救護所の医師等へ連絡する。

ひとくちメモ

- ① 津波の危険地帯では、地震発生時、小さな揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を最優先に考えることが必要です。
- ② 東日本大震災の地震直後、沿岸部各地では避難しようとする車で渋滞が発生し、被害を拡大することになりました。
- ③ すでに浸水が始まってしまった場合等は、思うように避難できないことも予想されます。このような場合は、遠くよりも高い場所などに避難することも必要です。

⑩ 警報・注意報解除後まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。同様に、家族等への引き渡しについても警報・注意報が解除されるまで行わない。

⑪ 家族等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、家族等に対して現在の状況を連絡する。ただし、被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をする等、家族等や行

政への周知に努める。

⑫ 入居者等の家族等への引き渡し

警報又は注意報が解除され、安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、家族等への引き渡しを行う。引き渡しの際は混乱が予想されるので、緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-2-3）を活用し、相手を確認しつつ確実に引き渡す。ただし、家族等と連絡が取れない等、引き渡しが困難な入居者等は避難所で待機させ、入居者等の健康管理に留意する。

⑬ 避難が不要な場合の対応

- ア 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに入居者等を建物の最上階などの安全なスペースに誘導する。
- イ 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等についても高所に移動する。
- ウ 災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食物を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者等の安全確保にあたる。
- エ ライフライン停止時は、**冷暖房装置**が使えない。毛布、寝具、**冷却材**等の準備が必要となる。
- オ 入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する。

（2）津波発生時の対応

津波の規模や発生原因によっては、警報・注意報発表前に到達する可能性もあり、対応が遅れた場合は致命的な被害を及ぼす可能性があります。そのため、施設の立地条件等によっては、地震等が発生した段階で津波の可能性を想定し行動してください。

緊急的な対応の際は、特に、以下の点で注意を要します。なお、P53「2 地震への対応」も参考としてください。

① 避難の判断を早急に行う

東日本大震災では、地震発生後40分以内に最大7.7m近い津波が沿岸部へ到達しました。**令和6年能登半島地震では、地震直後に津波が到達しています。**高齢者施設は自力での移動が困難な要介護認定者が多くいることから、特に早めの避難判断が望まれる。

② 可能な限り高所への避難する

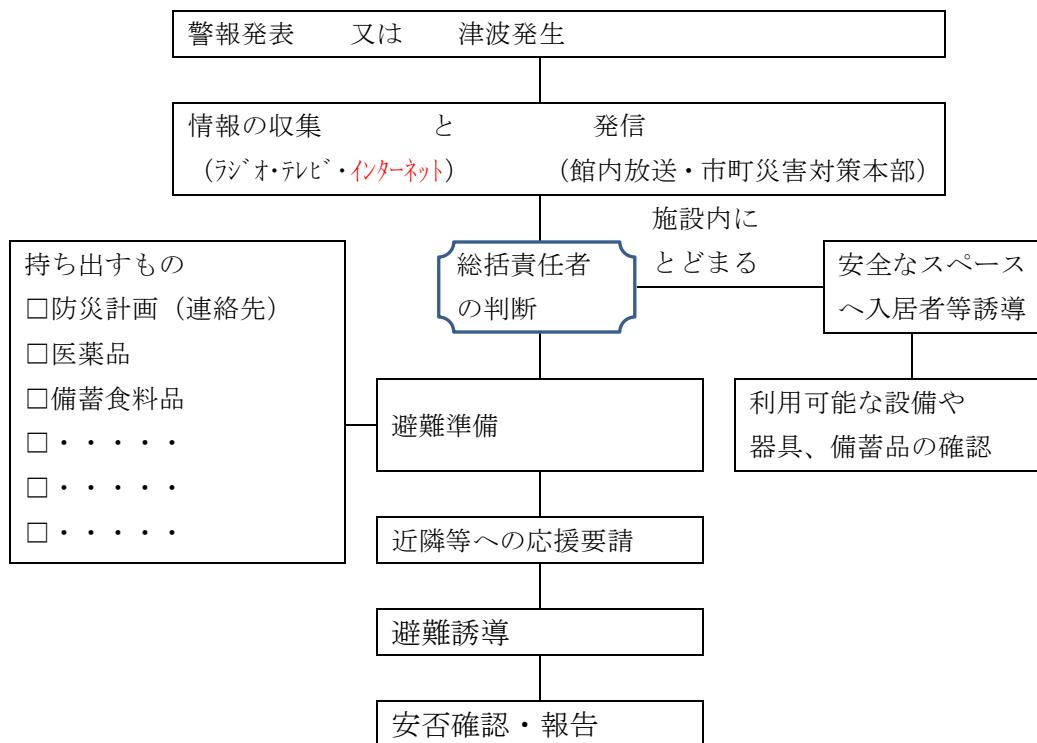
避難場所等を選ぶ際は、あらかじめ定めておいた避難場所の中から、可能な限り近くかつ高い場所を選ぶ。万が一避難場所等への到着が困難な場合は、周

辺の建物の中から可能な限り高い建物に逃げ込む。

③ 警報・注意報解除後まで気を抜かない

避難後も警報・注意報が解除されるまで、決して避難場所等を離れない。同様に、家族等への引き渡しも警報・注意報が解除されるまで行わない。

参考 3-3 津波警報発表時又は津波発生時の職員行動チャート



4 風水害、雪害への対応

石川県は年間を通じて降水（降雪）量が多く、風水害や豪雪による災害が発生する危険も高いといえます。令和6年奥能登豪雨をはじめ過去にいくつかの豪雨による災害が起こっています。地域によっては大きな被害も起こりうるため、災害別の対応が求められます。

ひとくちメモ

風水害、雪害発生時の特徴

風害（台風など）

台風は6～9月頃にかけ、本州に上陸し被害をもたらします。また台風以外でも、竜巻等が発生するケースがあり、注意を要します。平均風速20mを超えると屋根瓦が飛ばされたり、建物が倒壊する恐れが生じます。

水害（洪水、集中豪雨など）

50ミリ/時 超の雨が1時間以上続くと、土砂崩れや河川の氾濫等大きな被害が発生する可能性があります。天気予報等の情報からある程度予測は可能ですが、集中豪雨は突如発生することもあるため、河川近隣の施設は特に注意を要します。

雪害（豪雪、雪崩など）

雪の重さは、新雪の場合でも1立方メートル当たり150kg以上になるといわれています。雪が固まって根雪になると500kg以上にもなる場合があり、木造の建物の場合は倒壊の恐れが生じます。

集中豪雨と同じく、豪雪も突如発生することが多いため、注意が必要です。

また、雪崩等が発生した場合は付近に大きな被害をもたらす危険があります。

（1）一瞬の出来事

土砂災害、河川氾濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす場合があります。天候によってはある程度の予測が可能とはいえる、注意報・警報等が発表される前に大規模な災害となる可能性も高く、注意が必要です。

（2）外部との連絡途絶、孤立状態の継続

- ① 電気、水道、ガス等の供給が局地的に停止し、施設の機能を麻痺させる
- ② 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となる場合が多い
- ③ 道路等が寸断され、避難が困難となる場合が多い

＜出典＞気象庁ホームページ

(1) 警報等発表時の対応

風水害や豪雪については、事前に警報等が発表され、前もってある程度対処することも可能です。警報等発表時には情報収集を怠らず、冷静な判断のもと、状況に応じた対応ができるように心がけましょう。

ひとくちメモ						
雨の強さと降り方						
1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていきてもぬれる			ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロブレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

<出典>気象庁ホームページ

① 情報の収集と発信

- ア ラジオ・テレビ・インターネット、市町、警察、消防、自主防災組織等、施設内外から極力正確な情報を入手し、的確な指示を行う。
- イ 入居者等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動搖を与えないようにし、家族等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える。

② 指示体制の確認

情報を職員に正しく伝えるため、総括責任者に指示体制を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

③ 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。

④ 役割分担

職員の役割分担(情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等)を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備を進める。

⑤ 火元の点検

被災時の被害拡大を防止するため、火元や危険物の確認を行う。

- ア 火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等を行い、火気使用を制限
- イ 危険物の保管、設置について緊急チェック

⑥ 施設等の安全確保

- ア 看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去する
- イ 出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する
- ウ ガラス破損の時の布製ガムテープを準備する
- エ 台風通過時の土砂くずれ、河川氾濫などに備える
- オ 浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具を準備する
- カ 車両を安全な場所への移動

⑦ 救護活動の準備

- ア 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検する
- イ 担架、車椅子、搬送用ゴムボート等救護運搬用具が揃っているか確認する

⑧ 緊急物資確保の準備

備蓄してある食料や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保する。

⑨ 生活用品等の保護

浸水等のおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動する。

⑩ 施設外に避難する場合の避難誘導の準備

- ア 避難経路、避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者等を確認する
- イ 入居者等の最低限必要な情報（常備薬や家族連絡先等）をリスト化し、まとめておいたもの（救護用入居者等一覧（P15 参考 2-6）や緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-2 3）を持ち出す準備をする
- ウ 職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応する。それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める

⑪ 施設周辺の点検・見回り

施設周辺の点検・見守り等においては、危険な前ぶれ、前兆に注意する。ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っているときに、外の様子を確認しに外出することは差し控える。

水の状況は急変することもあるので、河川や用水路等の状況を確認しに行くことも非常に危険なので差し控える。

ひとくちメモ

危険な前触れ・前兆の例

- ・積乱雲の急な発達により発生する大雨は予報が困難です。注意報や警報は急に出るため常時、情報に気を付けるようにしましょう。
- ・また、土砂災害は一瞬にして起こります。高齢者は逃げ遅れる危険が大きいため、早めの避難をこころがけましょう。

※参考 P38 第2章7 (7) 避難開始のタイミングと警戒レベル対応

- ・また、自治体の避難情報以外に、施設周辺で発生する危険な前ぶれを察知することも大切です。

【土砂災害と前兆現象の種類】

移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がバラバラと落ちる ・斜面がはらみだす
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚	・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
臭覚	・腐った土の臭いがする	—	—

<出典>要配慮者利用施設の避難確保計画ガイドライン【石川県版】

⑫ 避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

また、避難場所等・避難経路の決定や避難の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ア 周辺の土砂災害、河川の決壊等の発生が考えられるため、市町、消防、警察等と連携し、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配る
- イ 過去の災害事例や気象警報、注意報をもとに、高齢者は、避難に十分な時間

が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じる

ウ 河川が氾濫した場合は、車での脱出は困難となるため、その可能性がある場合には、河川の氾濫前に、避難を検討する

エ 市町から緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難が発表された場合には、速やかに避難する
なお、高齢者等避難等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する

⑬ 避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに入居者等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。
なお、職員数、入居者等の状態により避難誘導が困難な場合は、近隣の住民、町内会等に協力を要請し、対応するとともに、それでも対応ができない場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

避難の際の注意点

ア 避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その旨を総括責任者に報告する

イ 避難誘導は、悪条件（降雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）での移動が予想される中、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導に心がける

ウ 避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメットや頭巾などを着用するほか、安全な誘導のためにロープ等を利用する

エ 断線した電線により感電しないように気をつける

オ 避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用入居者等一覧（P15 参考 2-6）や緊急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-2 3）は可能な限り持ち出す

カ 避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等を利用し、混乱を防止する。

キ 避難場所等で体調を崩した入居者等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する。

⑭ 家族等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、家族等に対して現在の状況を連絡する。ただし、被災状況によっては、電話の混線や切断により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をするなど、家族等や行政への周知に努める。

⑮ 入居者等の家族等への引き渡し

警報等が解除される等安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、家族等への引き渡しを行う。引き渡しの際は混乱が予想されるので、緊

急時連絡・引き渡しカード（P43 参考 2-2-3）等を活用し、相手を確認しつつ確実に引き渡す。ただし、家族等と連絡が取れないなど、引き渡しが困難な利用者は避難所で待機させ、入居者等の健康管理に留意する。

⑯ 避難が不要な場合の対応

- ア 総括責任者が施設内にとどまる指示を出したときは、職員は速やかに入居者等を建物の階上などの安全なスペースに誘導する
- イ 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等についても高所に移動する
- ウ 災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食物を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者等の安全確保にあたる
- エ ライフライン停止時は、冷暖房装置が使えない。毛布、寝具、冷却材等の準備が必要となる
- オ 入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する

⑰ 安全点検

- ア 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- イ ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

⑱ 施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

P54 2 (1) 「⑤ 施設が使用不能となった場合」を参考に対応する。

（2）緊急時の風水害・豪雪への対応

この項では、避難の前に台風の暴風圏内に入る、近くの河川が増水する、豪雪が発生する等施設に危険が迫っている状況での対応について記載します。

緊急的な対応の際は、特に以下の点で注意を要します。なお、P54 「2 地震への対応」やP69 4 「(1) 警報等発表時の対応」を参考としてください。

① 施設周辺の確認

施設周辺の状況から、土砂崩れや雪崩等二次被害の危険がないか確認する。

また、浸水等で既に施設が被災した場合は、消防機関等に連絡するほか、県、市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

- ア 浸水等で漏電する恐れがあるので、危険な箇所を発見した場合は電力会社又は電気工事業者の判断を得る。
- イ 看板、鉢植え、物干し等、転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか撤去する

② 避難又は施設での待機の判断

河川の氾濫や暴風、積雪によって避難が困難と予想される場合は、救助が来るまで施設内で待機することも検討する。なお、施設内で待機する場合、連絡が取れる間に消防機関等にその旨を連絡する。

③ 風水害・豪雪発生時の入居者等の避難誘導

風水害や豪雪発生時に避難する場合、突然の大雨や強風等に遭遇する可能性もあるため、避難の際は以下の点について特に注意する。

ア 風害

- (ア) 突然強風が発生する場合もあるので、風が弱いと感じても注意する
- (イ) 風が強くなると感じたら、施設に引き返すことを考慮する

イ 水害

- (ア) 長靴で避難すると、冠水した際に靴に水が入って動きが制限されるため、運動靴等を使用することが好ましい
- (イ) ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所は避ける
- (ウ) 冠水すると足元が見えにくくなるため、先頭の人は傘や棒等の長いもので足元を確認しながら避難する
- (エ) 危険を感じたら施設に引き返すことも検討する

ウ 雪害（豪雪）

- (ア) 屋根雪が落ちてくる可能性があるので、建物付近を歩く際は注意する
- (イ) 足元が見えにくくなるため、先頭の人は傘や棒等の長いもので足元を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくする
- (ウ) 視界が悪くなりやすいため、障害物や車などに注意すること。危険を感じたら施設に引き返すことも検討する

④ 施設内での待機

入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。

救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する。

- ア 緊急時の備蓄や生活用品が水没等しないように対処する
- イ 施設内に取り残されている状況を外部等に伝えるよう努める
- ウ 入居者等の健康管理に可能な限り配慮する
- エ 入居者等が施設外へ出たりすることがないよう、できるだけ目が届く場所に集まる

⑤ 安全点検

- ア 給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する
- イ ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する

ひとくちメモ

施設内で待機する場合の諸注意事項

風水害・雪害の発生時に施設内で待機する場合、施設内にいても必ずしも安全とは限りません。入居者等の安全を守るため、以下の点についても注意しましょう。

① 風害（台風など）の場合

- ア 飛来物でガラスが割れたりする可能性もあるので、ガラスの飛散を防ぐためカーテン等を引き、極力窓から離れた場所で待機する
- イ ドアや窓はきちんと閉め切る
- ウ 風雨の音で入居者等が不安に感じて混乱する場合もあるので、やさしく声がけする等して落ち着かせる

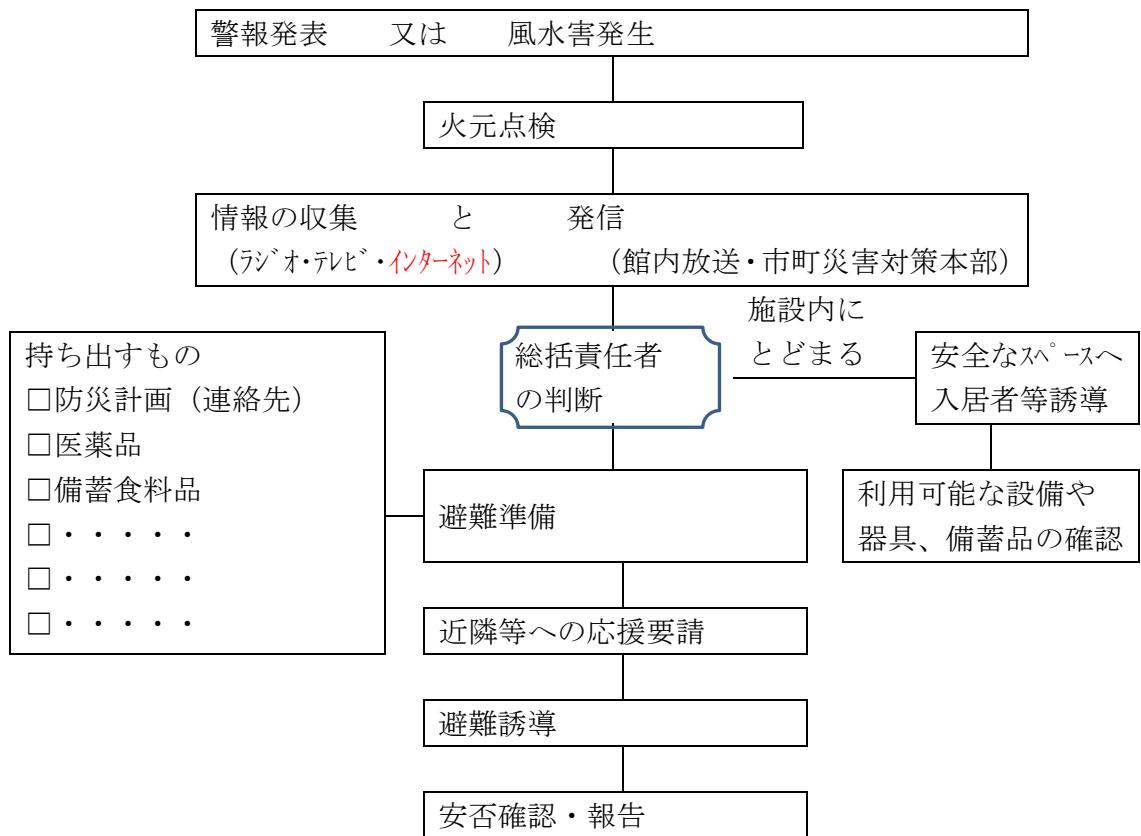
② 水害の場合

- ア 水等に浸からないように、できるだけ高い階に避難する
- イ 漏電による感電や、伝染病等の危険があるため、入居者等が浸水してきた水等に浸からないように注意する。

③ 雪害（豪雪）

- ア 積雪等で倒壊する場合、下の階から潰れる危険性が高いため、できるだけ高い階へ避難する
- イ 窓や戸、換気扇が雪で埋まり施設内の換気が悪くなることも考えられるので、ストーブ等の暖房を使う際は注意する
- ウ 木造の建物の場合、可能な範囲で屋根雪をおろす等して、倒壊の危険を減らすことが好ましい

参考 3-4 警報発表時又は風水害発生時の職員行動チャート



第4章 災害発生時のこころのケア

災害が発生し、強いストレスが加わると、心身に不調を生じることがあります。そのため、災害発生直後の早期のこころのケアが重要になります。また、適切な支援を行うためには、専門機関や医療機関等と連携することが必要です。

(1) 入居者等へのこころのケア

災害発生時においては、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接する等、災害発生直後の入居者等の不安感を軽減するよう努めることが重要です。

また、職員は入居者等の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さ等慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応にあたりましょう。

- ① やさしい言葉掛けを増やして安心させる
- ② 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する

(2) 職員へのこころのケア

- ① 職員の過重労働を防止する

被災時は、職員にも大きな負荷を与えることになります。職員の健康管理を徹底し、外部からの応援者の協力を得ながら、負担のかかっている職員には必ず休息を与え、職員の過重労働を未然に防ぐよう努めましょう。

- ② 職員への心身のケア

職員の住居や家族等の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するようこころのケアを行いましょう。また、職員の健康状態によっては入居者等との接触を制限する等の措置も適切に行いましょう。

(3) 長期的な取り組み

生活環境が落ち着いても、入居者等や職員にとって強いストレスを持ち続ける場合があるので、市町や関係機関、医療機関と連携することが必要です。

参考 4-1 石川こころのケアセンターについて

令和6年能登半島地震を受けて、石川県では、災害後のこころのケアを行うため、「石川こころのケアセンター」を立ち上げ、1月22日より電話相談事業を開始。

同年7月1日からは専門支援チームによる被災地へのアウトリーチ事業（被災地域へ出向いて活動すること）を開始。

令和7年2月25日には活動拠点を能登に移し、輪島市に「石川こころのケアセンター奥能登」を設置。災害復興期に増加することが懸念されるPTSDや生活再建プロセスで生じる二次的ストレスといった心身の不調等に対するケアを実施している。

第5章 福祉避難所としての対応

高齢者施設では、**入居者等**の安全を確保することが第一の役割ですが、災害が発生した場合、地域によっては**福祉**避難所として重要な役割を果たすことも予想されます。

本来、**福祉**避難所は市町が運営の責任をもつものですが、次のような施設については、防災計画を策定する場合、市町（防災担当）と連携を取り、施設が**福祉**避難所になった場合の対応についても定めてください。

（1）**福祉**避難所になった場合の対応について定めることが好ましい施設

- ① 市町の地域防災計画において、**福祉**避難所として指定されている施設
- ② 市町と、災害の状況に応じて**福祉**避難所となる協定の締結等を実施している施設

（2）施設を提供するに当たって、本来業務と並行する場合の留意事項

- ① 重要書類、物品の保管場所を一定の場所に定め施錠し管理する
- ② 家族等に対して、避難者が生活をしていることに関する十分説明し、理解を得る
- ③ 入居者等に対して、避難者がいることをわかりやすく話し、注意を払う
- ④ 避難者に対して、要介護高齢者がいることへの理解を得る
- ⑥ 職員の役割分担を明確にし、避難所の援助活動と本来業務を分担する

参考 5-1 指定**福祉**避難所と協定等による**福祉**避難所について

【指定**福祉**避難所】

市町が災害対策基本法等で定める基準に適合すると判断した避難所。要配慮者の円滑な避難につながるよう、公示が義務となっており、市町の個別避難計画において、要配慮者の避難先とすることで必要な支援の準備が可能となる。

【協定等による**福祉**避難所】

災害の状況等に応じて**福祉**避難所として開設することについて、市町と援助の内容や、費用負担等について、予め協定等を締結している避難所。公示は義務ではない。

（出典：内閣府（防災担当）「**福祉**避難所の確保・運営ガイドライン」より）

また、**福祉**避難所や指定避難所といった災害時に被災者が一定期間生活するための施設の他、災害から命を守るために緊急的に避難する場所として「指定緊急避難場所」があります。この緊急避難場所の指定の有無に関わらず、高齢者施設については、一時的な避難者の受け入れ対応について定めておくようにしましょう。

地域の要配慮者は災害時の避難に関して、個別避難計画に基づき、**福祉**避難所への避難を行うため、**福祉**避難所では、平時より市町などと協議の上で受入体制を整備します。また、発災時には、一般の避難所などに避難した要支援者を受け入れる必要が

あるため、市町などと迅速に連携できる体制を整備してください。

参考 5-2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて

○指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

○指定避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

（出典：内閣府（防災担当） 指定緊急避難場所の指定に関する手引きより）

参考 5-3 石川県地域防災計画の記載

【避難行動要支援者の避難支援計画の策定】

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

【福祉避難所の指定】

市町は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内的一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。（中略）

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

【福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備】

高齢者や障害者等の要配慮者については避難所内的一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、要配慮者が指定避難所の一般避難スペースに避難した場合には、県の災害派遣福祉チーム（D W A T）や関係団体との連携により、福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

ひとくちメモ

職員・物資の充実について

福祉避難所は、自施設の事業継続が前提となり、外部からの要配慮者の受け入れによる人手不足や物資不足が発生することが見込まれるため、応援職員の派遣の受け入れの想定や物資の備蓄等を通常以上に行うことが望ましい。

所在市町と、平時から福祉避難所開設の際に、人や物資などどのような支援が受けられるのか、事前に協議、確認しておくことが重要

マネジメント人材の充実について

福祉避難所に指定されている施設においては、外部応援職員への指示出しや行政等への物資手配など福祉避難所の運営をマネジメントできる人材の育成を行うことが望ましい。

＜出典＞高齢者施設における防災計画作成指針策定委員会

参考資料一覧

参考 1-1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）	2
参考 1-2 BCP の概念図	3
参考 1-3 防災計画と自然災害 BCP の違い	4
参考 1-4 労働契約法第 5 条	5
参考 2-1 推進体制の構成例	9
参考 2-2 石川県地震被害想定調査結果（令和 7 年 5 月）（①③）	10
参考 2-3 国土地理院「重ねるハザードマップ」を活用した災害リスクの把握	11
参考 2-4 時系列による設備等の被害想定（⑤）	12
参考 2-5 職員収集基準の例	14
参考 2-6 救護用入居者等一覧例	15
参考 2-7 災害時情報共有システムの登録項目	16
参考 2-8 防災連絡網の様式例	16
参考 2-9 緊急連絡系統図様式例（R8.○.○現在 特別養護老人ホーム○○園）	17
参考 2-10 緊急連絡先一覧	17
参考 2-11 災害時に活用可能な連絡方法	18
参考 2-12 災害時情報共有システム（令和 3 年度より運用開始）	18
参考 2-13 災害時情報共有システムチラシ	19
参考 2-14 「災害用伝言ダイヤル（171）」の基本的操作方法	20
参考 2-15 ローリングストック	23
参考 2-16 備品リスト記載例	24
参考 2-17 優先する業務の選定	28
参考 2-18 優先業務の実施時期の目安	29
参考 2-19 優先する業務の継続（復旧する業務の水準）	31
参考 2-20 防災マップの作成例	34
参考 2-21 現状分析と課題確認シート	37
参考 2-22 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動	38
参考 2-23 緊急時連絡・引き渡しカード	43
参考 3-1 建物・設備の被害点検シート例	51
参考 3-2 地震発生時のチャート	59
参考 3-3 津波警報発表時又は津波発生時の職員行動チャート	67
参考 3-4 警報発表時又は風水害発生時の職員行動チャート	76
参考 4-1 石川こころのケアセンターについて	77
参考 5-1 指定福祉避難所と協定等による福祉避難所について	78
参考 5-2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて	79
参考 5-3 石川県地域防災計画の記載	79